

資料3

令和3年3月11日

男女平等推進審議会資料

武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書(案)

令和3年3月

武蔵野市男女平等推進審議会

目次

はじめに	1
武蔵野市の現状	1
論点1 パートナーシップ制度の目的と根拠規定	2
1-1 制度の目的	2
1-2 根拠規定を何に置くか	2
論点2 制度のあり方	4
2-1 制度の種類	4
2-2 制度の対象者	5
2-3 市、市民及び事業者等の責務及び禁止事項	5
論点3 届出の要件	6
3-1 居住地	6
3-2 その他の要件	6
論点4 証明書等の交付に関すること	7
4-1 提出書類	7
4-2 通称使用の可否	7
4-3 手数料	8
4-4 名称・発行形式	8
4-5 パートナーシップ届の届出の場所・方法	8
4-6 紛失・届出事項変更時の届出	9
論点5 有効性に関すること	10
5-1 パートナーシップ届等の保存期間	10
5-2 パートナー解消時の取扱い	10
5-3 転出時の取扱い	11
5-4 パートナー死亡時の取扱い	11
5-5 取消の取扱い	11
論点6 他の自治体との相互利用について	12
参考資料	13
1 武蔵野市男女平等推進審議会委員名簿	13
2 武蔵野市男女平等推進審議会審議経過	14
3 これまでの武蔵野市の取り組み ※平成 29(2017)年度から令和2(2020)年度	15
4 市民説明会・パブリックコメント・職員アンケートへの審議会取扱方針について	16
5 他自治体におけるパートナーシップ制度導入状況	43
6 他自治体とのパートナーシップ制度比較	45
7 武蔵野市男女平等の推進に関する条例	50

はじめに

武蔵野市では、平成 29 年に施行した「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」に基づき、武蔵野市男女平等推進審議会が男女平等施策の進捗状況評価を行うことにより、課題を明らかにしながら、事業を推進してきました。この度、同条例第 22 条の規定に基づき、市長から「パートナーシップ制度導入に関することについて」の諮問を令和2年6月5日に受け、検討を進めてまいりました。

武蔵野市第四次男女平等推進計画(令和元年度～令和5年度)においても、性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくりを基本施策に掲げ、新規施策として性的マイノリティ等への支援に取り組んでいます。令和元年 10 月 29 日には、「性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言 レインボー ムサシノシ宣言」を行ったところです。

第四次男女平等推進計画の目指すべき将来像「すべての人が、互いに人権を尊重し、性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、生涯にわたり、いきいきと暮らせるまち」を目指し、多様性を認め合い尊重し合う社会を構築することを踏まえ、パートナーシップ制度の導入について検討し、審議状況を「武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書」としてまとめましたので、次のとおり報告します。

武蔵野市の現状

(1)武蔵野市男女平等の推進に関する条例を制定(平成 29 年4月施行)

男女の別だけではない多様な性のあり方について条例で規定し、「性別等」と定義したうえで、あらゆる分野における、性別等に関わりない男女平等社会の実現を目的とした。

「性別等」:男女の別だけではない多様な性のあり方(性自認(自らの性別に関する認識をいう。)及び性的指向(恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向をいう。))を含む。)

(2)武蔵野市男女平等に関する意識調査の実施(平成 29 年度)

調査結果によると、性的マイノリティの人の人権を守るために必要な方策としては、「性的マイノリティであっても不利な取り扱いをうけないような法律や制度を整備する」が全体で 49.8%と一番多く、女性(54.4%)、男性(46.3%)別でも一番多くなる結果であった。また続いて、「正しい理解を深めるための教育を学校で行う」(全体で 47.2%)、「相談・支援体制を充実させる」(同 34.8%)であった。

(3)武蔵野市第四次男女平等推進計画(令和元年度～令和5年度)の策定

基本目標1基本施策3に新規施策として「性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり」を掲げ、施策(2)「性的マイノリティ等への支援」として、パートナーシップ制度の導入を検討することを明記した。

(4)武蔵野市第六期長期計画(令和2年度～令和11年度)の策定

武蔵野市長期計画条例に基づく市の最上位計画「武蔵野市第六期長期計画(令和2年度～令和11年度)」の基本目標1に「多様性を認め合う 支え合いのまちづくり」が規定された。当該計画における施策の体系「3平和・文化・市民生活」における基本施策1に「多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築」を掲げ、「多様性を認め合う社会の構築及び男女平等施策の推進」において「同性婚等を公的に認めるパートナーシップ制度の導入も含めて、当事者にとって望ましい支援について検討する」ことが明記された。

論点1 パートナーシップ制度の目的と根拠規定

本市のこれまでの取り組みを踏まえ、パートナーシップ制度の導入について検討を行った。審議のなかで、パートナーシップ制度の導入が必要であるとの結論を得たことから、制度の目的などについての方針案を示す。

当審議会がこの報告書で提言することは、あくまでも今パートナーシップ制度を導入した場合のあり方を示したものである。新たな制度の導入であるため、3年程度経過後を目途に制度の運用状況を確認し、必要があれば見直しを行うべきであると考えている。

1-1 制度の目的

【方針案】

- ・パートナーシップ届等を受理することで、性別等に関わらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した二人が、安心して暮らし続けられることを目的とする。

➤ 趣旨・説明

- ・お互いを人生のパートナーとして日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した真摯な関係性の二人を支援する。
- ・パートナーシップ届を受理することで、性別等に関わらず、婚姻制度を利用できない又は利用しづらいこと等による日頃の生きづらさを緩和し、安心して暮らせるようにする。
- ・異性間も含めることで、性的指向・性自認に関わらず、多様化する生き方や価値観を尊重することにも繋がると考える。
- ・お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した二人が、安心して暮らせることを目的とする制度であるため、民法で規定された婚姻とは異なり、婚姻と同等の法的な権利や義務が発生するものではない。しかし、一人ひとりの命と人権が守られ、多様性を認め合い尊重し合う社会が構築されるよう、市、市民及び事業者等に対し、パートナーシップ制度を最大限配慮し、必要な措置を講ずることを求めるとともに、意識啓発に努め、市民の人権意識の向上や性の多様性の理解に向けて取り組む。

1-2 根拠規定を何に置くか

【方針案】

- ・制度の根拠規定は、既に制定されている「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」を改正する方式で対応する。

➤ 趣旨・説明

- ・条例の制定にあたり、議会で議論が丁寧になされ、市の方針として定められるため、制度として安定性が

ある。

- ・条例によることにより、市、市民及び事業者等に対して、権利を制限し義務を課することができる。
- ・条例に規定することで、幅広く周知ができ、制度の効果が期待される。

➤ 前文に追加すべき事項の理由

◎課題事項として、性別等に起因する差別、不平等や暴力があることを記載する。

◎制定趣旨に、「全ての人」が続いて、「性別等にかかわらず」を加え、互いの人権を尊重することで、「一人ひとりの命と人権が守られる」ことを記載する。

・本市の条例においては「性別等」の定義を行うなかで、パートナーシップ制度が作られても対応できるかたちになってはいるものの、今日までの長きにわたる男女平等に向けての様々な活動、取り組みを踏まえ、男女平等を特に強調した内容になっているため、今回、パートナーシップ制度を導入するにあたり、条例前文において、多様な性のあり方に言及する必要があると考えられる。以上のことから、前文に上記の事項を追加することとすべきである。

論点2 制度のあり方

2-1 制度の種類

【方針案】

- ・パートナーシップの届出¹があったときは、パートナーシップ届受理証を交付する。
- 加えて、公正証書等の提出を受けた場合においては、公正証書等受理証を交付する。

➤ 趣旨・説明

- ・届出者2人が、パートナーシップ関係にあることを内容とする市長に対する届出書に署名し、市に提出することで、市はパートナーシップ届受理証を交付する。併せて公正証書等の提出を受けた場合は、公正証書等受理証を交付する。
- ・パートナーシップ届に加え、公正証書等の提出も可能とすることで、届出者の希望に合わせた、制度利用が期待される。
- ・市がパートナーシップ届や公正証書等を受理することにより、2人がパートナーであることを確認することで、届出者の関係性を尊重し、多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築に向けた取り組みを広めていく。
- ・公正証書等を受理する場合は、次の事項を必須とする。
 - (1)届出者双方について、パートナーシップの関係にある旨を明記した合意契約公正証書又は宣誓認証若しくは私文書認証を得た書面であること。
 - (2)日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことについて、合意している旨が明記されていること。
- ・公正証書等で約した事項は、2人の中の契約事項であり、パートナーシップ制度を解消した場合においても、別途解消手続き等を行わない限り、効力が継続することについても周知を促す必要がある。

¹パートナーシップの関係にある2人が、お互いを人生のパートナーとして、互いに協力し、扶助し合うことを届出ることをいう。

2-2 制度の対象者

【方針案】

- ・性別等に関わらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した二人を対象とする。

➤ 趣旨・説明

- ・性的指向・性自認を問わないことで、戸籍上の性が同性であり、かつ性的指向が同性のカップルのみならず、戸籍上の性に違和を感じていることにより、婚姻届を提出することが困難な方も、制度を利用することができる。
- ・性別等を問わないことで、事実婚関係にある異性カップルも含め、より幅広い対象者が制度を利用することができる。

2-3 市、市民及び事業者等の責務及び禁止事項

【方針案】

- ・市及び事業者は、パートナーシップ制度に最大限配慮し、必要な措置を講ずるよう努める。
- ・市民は、パートナーシップ制度の目的を尊重するよう努めるものとする。
- ・カミングアウト²を強制し、又は禁止してはならない。
- ・アウティング³を禁止する。

➤ 趣旨・説明

- ・市、市民及び事業者等に対し、パートナーシップ制度に最大限配慮し、必要な措置を講ずることを求め、性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくりを進めていく必要がある。
- ・市、市民及び事業者等は、本人に対し、性的指向又は性自認に関する公表を、強制し、又は禁止してはならない。
- ・市、市民及び事業者等は、本人の意思に反して性的指向又は性自認を第三者に公表してはならない。

² 自らの性的指向や性自認等を本人が公表することをいう。

³ 本人の意思に反して他の人に公にしていない性的指向や性自認等を暴露する行動のことをいう。

論点3 届出の要件

3-1 居住地

【方針案】

- ・2人が市内に住所を有する、又は転入の予定(3か月以内)であること。

➤ 趣旨・説明

- ・パートナーシップの届出をする2人が市内に住所を有する(予定を含む)ことを求めるとともに、同居を基本とする。
- ・不動産の入居申込や医療機関における病状説明等において、親族と同等の取り扱いを受けられるよう求めていくにあたり、パートナーシップ届受理証の信頼性を担保し、制度としての実効性を高めていくため、市内に住所を有することをパートナーの要件とする。
- ・転入予定者については、転入先住所が確認できる書類の提出を求め、転入予定であることを明記した仮の受理証を交付する。届出後3か月以内に住民票の提出を求め、転入の事実確認後、改めて受理証の交付を行う。転入予定者も届出ることを可能とすることで、今後、共同生活をすることを予定する方が、住居等の準備を整えやすくすることを想定する。
- ・制度実施後、市内居住要件については、他自治体の動向も踏まえ、今後検討する。

3-2 その他の要件

【方針案】

- ・年齢が成人(満20歳以上)に達していること。
(民法改正により、令和4(2022)年4月1日以降は「満18歳以上」となる。)
- ・現に婚姻しておらず、他のパートナーとパートナーシップを結んでいないこと。
- ・近親者でないこと。

➤ 趣旨・説明

- ・年齢要件は、「成人」に達していることを要件とする。
- ・民法では近親者間の婚姻を禁止している(734条:直系血族又は三親等内の傍系血族、735条:直系姻族、736条:養子・養親等)。パートナーシップ制度においても、近親者でないことを要件とする。

論点4 証明書等の交付に関すること

4-1 提出書類

【方針案】

・手続きに必要な書類は、以下のとおりとする。

パートナーシップ届
パートナーシップ届出にあたっての要件確認書
本人確認ができる書類
住所が確認できる書類
公正証書等写し(希望者のみ)

➤ 趣旨・説明

- ・本人確認ができるための書類は、運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等の官公署が発行した顔写真付き証明書を想定している。
- ・独身であることを証明するための書類は、戸籍謄本又は戸籍抄本(発行から3か月以内)、外国籍の方は、本国が発行する婚姻要件具備証明書等、独身であることを証明できる書類(発行から6か月以内)とその日本語訳の提出を求める。
- ・住所が確認できる書類は、住民票の写し(発行から3か月以内)、住民基本台帳カード、マイナンバーカード等を想定している。
- ・公正証書等は、写しを受理し、原本は返却する。

4-2 通称使用の可否

【方針案】

- ・戸籍上の氏名だけでなく、通称名も使用可とする。
- ・通称名を使用する場合には、受理証の裏面に戸籍上の氏名を記載する。

➤ 趣旨・説明

- ・性自認に違和を感じている方の戸籍上の氏名への違和感などに配慮するため、性自認と同一で生活上日常的に使用している氏名(通称名)を尊重する必要がある。
- ・通称名を使用する場合には、通称名の確認ができる書類の提示を求め、交付する受理証の裏面に戸籍上の氏名を記載する。

4-3 手数料

【方針案】

- ・届出に伴う手続き及び受理証(A4判)の交付は無料とする。
- ・携帯用の受理証の交付を希望する場合や、パートナーシップ届受理証の交付に加え、公正証書等受理証を交付する場合は、発行手数料を徴収する。

➤ 趣旨・説明

- ・パートナーシップ届は、住民票や戸籍の記載の変更を伴わない。そのため、届出に伴い交付され、2人の関係性を示す書類となるパートナーシップ届受理証(A4判)の初回の交付については、無料とする。なお、再交付については、有料とする。
- ・パートナーシップ届受理証(A4判)に加え、携帯サイズのパートナーシップ届受理証の交付や公正証書等受理証の交付を行う場合は、本市発行の各種証明書等発行手数料を勘案し、適切な額で手数料を定めるものとする。

4-4 名称・発行形式

【方針案】

- ・名称は、「武蔵野市パートナーシップ制度(仮称)」を候補とする。
- ・受理証は A4と携帯できるサイズを発行する。

➤ 趣旨・説明

- ・携帯できるカードサイズの受理証を発行することで、利便性を高める。

4-5 パートナーシップ届の届出の場所・方法

【方針案】

- ・男女平等推進センターに2人で届出ることを基本とする。

➤ 趣旨・説明

- ・パートナーシップ届の届出の場所は、相談体制が整い、プライバシーに配慮され、かつ土日含む夜間 10時まで受付可能な男女平等推進センターとする。
- ・事前予約のうえ、提出書類を持参する。なお、提出書類の内容や届出る本人であることを直接確認する必要があるため、代理人や郵送での手続とせず、2人揃って男女平等推進センターで手続きをする。
- ・なお、その他の届出の場所についても検討する。

4-6 紛失・届出事項変更時の届出

【方針案】

- ・紛失時には再交付申請書等、関係提出書類の届出を求める。
- ・届出事項に変更が生じた場合は、届出事項変更届等、関係提出書類の届出を求める。

➤ 趣旨・説明

- ・紛失・届出事項変更時の届出は1人でも可とする。
- ・紛失及び届出事項に変更が生じた場合は、本人確認書類の提示と戸籍や住民票等の提出書類の届出を求める。

論点5 有効性に関すること

5-1 パートナーシップ届等の保存期間

【方針案】

- ・30年保存とする。

➤ 趣旨・説明

- ・パートナーシップ届及びその他提出書類の保存期間は、パートナーシップ届等受理後、市の保存年限の最長区分である30年保存とする。
- ・受理証にパートナーシップ届等の保存期間は、30年保存であることを明記する。

5-2 パートナー解消時の取扱い

【方針案】

- ・パートナー解消時に届出る仕組みとする。なお、1人で届出ることも可能とし、原則として、届出の事実のあったことを双方に通知する。

➤ 趣旨・説明

- ・制度の有効性を担保するため、解消時に届出を求める。
- ・届出があった場合は、受理証の返還を求める。
- ・パートナー解消時は、1人での届出も可能とし、届出の事実があったことは、原則として通知する。

5-3 転出時の取扱い

【方針案】

- ・転出時に届出る仕組みとする。なお、1人で届出ることも可能とし、原則として、届出の事実のあったことを双方に通知する。

➤ 趣旨・説明

- ・制度の有効性を担保するため、転出時に届出を求める。
- ・届出があった場合は、受理証の返還を求める。
- ・転出時は、1人での届出も可能とし、届出の事実があったことは、原則として、通知する。
- ・単身赴任等の事情による転出については、引き続きパートナーシップ関係が継続している場合には、届出を求めないこととする。

5-4 パートナー死亡時の取扱い

【方針案】

- ・死亡時に届出る仕組みとする。

➤ 趣旨・説明

- ・制度の有効性を担保するため、死亡時に届出を求める。
- ・届出があった場合、受理証の提示は求めるが、心情に配慮し返還については任意とする。

5-5 取消の取扱い

【方針案】

- ・虚偽その他不正な方法により、受理証の交付(再交付を含む。)を受けた場合又は受理証を不正に使用した場合は、取り消すことのできる仕組みとする。

➤ 趣旨・説明

- ・受理証の有効性を担保する必要がある。
- ・取り消しを行った場合は、直ちに受理証の返還を求めるものとする。

論点6 他の自治体との相互利用について

【方針案】

- ・近隣の状況を踏まえて検討する。

➤ 趣旨・説明

- ・相互利用が可能となった場合、連携する自治体が連名で協力や支援の依頼を行うことができるため、依頼の効力が高まる。また、効果の広域化が図られる。
- ・連携する場合、連携する自治体とパートナーシップ制度の要件や記載必要事項等の統一を検討する必要がある。

参考資料

1 武蔵野市男女平等推進審議会委員名簿

任期:平成 31(2019)年4月1日から令和3(2021)年3月 31 日

(敬称略、五十音順、◎会長・○副会長)

No.	区分	氏名	主な職歴・所属
1	事業所関係	いとう たかこ 伊藤 隆子	武蔵野硝子株式会社代表取締役
2	保健・医療	おおた しずか 大田 静香	武蔵野市助産師会会長
3	学校教育	おざわ やすと 小澤 泰斗	武蔵野市教育委員会統括指導主事
4	学識	けんじょう えいこ ◎権丈 英子	亜細亜大学副学長
5	弁護士	こばやし ともこ ○小林 智子	弁護士(かえで通り法律事務所)
6	公募市民	たかぎ のりこ 高木 紀子	公募委員
7	市民団体	たけうち すえこ 竹内 寿恵子	むさしの男女平等推進市民協議会副会長
8	公募市民	たけだ けんご 武田 謙吾	公募委員
9	相談関係	なかむら としこ 中村 敏子	特定非営利活動法人 女性のスペース結 代表理事
10	福祉関係	みかみ よしき 三上 義樹	高齢者介護総合福祉施設緑寿園・緑寿園 ケアセンター 施設長
11	学識	わたなべ だいすけ 渡辺 大輔	埼玉大学基盤教育研究センター 准教授

2 武蔵野市男女平等推進審議会審議経過

回数	開催日	内容
第1回	令和2年6月5日(金)	・パートナーシップ制度に関する講話 ・武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会検討報告等
第2回	令和2年7月9日(木)	・パートナーシップ制度の果たす役割について ・パートナーシップ制度導入検討考えられる論点について
第3回	令和2年8月6日(木)	・パートナーシップ制度導入検討考えられる論点について
第4回	令和2年9月4日(金)	・パートナーシップ制度導入検討論点整理について
第5回	令和2年10月5日(月)	・中間のまとめ(たたき台)について
第6回	令和2年11月6日(金)	・中間のまとめ(案)について
第7回	令和2年12月10日(木)	・中間のまとめについて
第8回	令和3年1月7日(木)	・行政報告、市民説明会での意見等について
第9回	令和3年2月8日(月)	・パブリックコメント、市民説明会、職員アンケートの結果の反映について
第10回	令和3年3月11日(木)	・報告書最終案について
	令和3年3月29日(月)	・武蔵野市長へ答申

3 これまでの武蔵野市の取り組み

※平成 29(2017)年度から令和2(2020)年度

日付	内容
平成 29 年4月1日	武蔵野市男女平等の推進に関する条例施行
平成 29 年 12 月9日	映画「シングルマン」上映とトークカフェ
平成 29 年 12 月8日・10 日	むさしのにじいろ電話相談(性的指向・性自認に関する相談)
平成 30 年 12 月9日	映画「カランコエの花」上映とトークカフェ ファリシテータ 原 ミナ汰氏(共生ネット代表)
平成 30 年 12 月9日・11 日	むさしのにじいろ電話相談(性的指向・性自認に関する相談)
平成 31 年 4 月1日	武蔵野市第四次男女平等推進計画(令和元年度～令和5年度)計画期間開始
令和元年 10 月9日	にじいろ電話相談(性的指向・性自認に関する相談)定期実施開始 毎月第2水曜日 17 時 30 分～20 時 30 分
令和元年 10 月 29 日	市長による「性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言 レインボー ムサシノシ宣言」宣言書署名及び宣言
令和元年 10 月 29 日	管理職を対象とした LGBT や多様性理解のための職員研修 講師 原 ミナ汰氏(共生ネット代表)
令和元年 11 月 15 日	第1回武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会(※1) ・研究会スケジュール・パートナーシップ制度導入自治体における取り組み状況・意見交換など
令和元年 12 月5日	コミュニティ研究連絡会にて「性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言 レインボー ムサシノシ宣言」周知及び宣言書掲示依頼
令和元年 12 月 12 日	定例校長会にて「性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言 レインボー ムサシノシ宣言」周知及び宣言書掲示依頼
令和元年 12 月 23 日	第2回武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会 ・課題出し・パートナーシップ制度導入検討・意見交換など
令和2年1月 31 日	福祉施設における LGBT や多様性理解のための研修会 講師 原 ミナ汰氏(共生ネット代表)
令和2年2月 14 日	第3回武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会 ・多様な性を生きる方々の生きづらさについて講話 講師 丸山 真由氏(Lag 代表) ・課題出し・パートナーシップ制度導入検討・意見交換など
令和2年3月中旬	『まなこ』108号にて「性の多様性を認め合うまちへ レインボー ムサシノシ宣言」特集
令和2年6月5日	市長により男女平等推進審議会へ「パートナーシップ制度導入に関する ことについて」諮問
令和3年1月 31 日	映画「弟の夫」上映とトークカフェ (共催:武蔵野プレイス)
令和3年2月9日	性の多様性理解のための職員実務者研修 「アライ」って何だ? ～多様性を認め合い尊重し合うために私たちにできること～(仮称) 講師 渡辺 大輔氏(埼玉大学基盤教育研究センター准教授)
2月中旬から3月上旬	男女共同参画フォーラム 2020 における LGBT 啓発パネル展示(市役所ロビー・市民会館ロビー)

(※1)設置期間:令和元年7月 29 日～令和4年3月 31 日

4 市民説明会・パブリックコメント・職員アンケートへの審議会取扱方針について

(1)市民説明会で寄せられた質問・意見等及び回答について

- ・周知方法：市報 12 月 15 日号、市ホームページに掲載。チラシを市内公共施設や関係団体に配布。
- ・日時・会場：令和2年 12 月 19 日(土)午後2時～午後4時 市民会議室ゼロワンホール
武蔵野商工会館(4階)
令和2年 12 月 21 日(月)午後6時～午後8時 男女平等推進センター会議室
市民会館(1階)
- ・出席者：武蔵野男女平等推進審議会会長・副会長、市民部市民活動担当部長、市民部市民活動推進課男女平等推進担当課長、市民部市民活動推進課男女平等推進センター長
- ・参加人数：計14人 7人(12月19日)、7人(12月21日)

(2)パブリックコメントで寄せられた質問・意見等及び回答について

- ・周知方法：市報 12 月 15 日号、市ホームページに掲載。「武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書 中間のまとめ 概要版」を男女平等推進センター、市政資料コーナー、各市政センター、各図書館、コミュニティセンターに配布。全文を男女平等推進センター、市政資料コーナー、各市政センター、各図書館に配布、市ホームページに掲載。
- ・募集方法：電子メール、FAX、郵送、直接持参のいずれか
- ・募集期間：令和2年 12 月 15 日～令和3年1月4日
- ・応募状況：8人(28件) メールにて收受

(3)多様性の尊重に関する庁内研究会委員からの質問・意見等及び回答について

- ・開催日：令和2年 12 月 21 日付け書面開催
- ・受付期間：令和2年 12 月 21 日～令和3年1月8日
- ・受付状況：2人(2件) メールにて收受

(4)職員アンケートで寄せられた質問・意見等及び回答について

- ・募集方法：武蔵野市職員を対象に、「武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書 中間のまとめ」及び「概要版」について、200字以内で意見を募集
- ・募集期間：令和2年 12 月18日～令和3年1月8日
- ・応募状況：68人(内、無回答17人、「意見なし」2人)
職員ポータルシステム、メールにて收受

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
論点1-1 制度の 目的	パートナーの定義として「性別等に関わらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した二人」とあるが、ハードルが上がるように思う。「性別等に関わらず、パートナーになることを約した二人」ではどうかと思った。4-1の提出書類で程度が重いことはわかる。制度を利用してみようと思ってもらえることが重要である。	○程度の問題で、切り分けが難しく、もう少し重い関係性を想定しています。少なくとも、やめたいときにやめやすい制度であることが、制度に申し込みやすい理由の1つになるのではないのでしょうか。出口のところで使いやすい制度ということで議論しました。	12月21日 市民説明会
論点1-1 制度の 目的	「生活のパートナー」ではどうか。「人生のパートナー」とあると説教くさい。	○ご意見としてうけたまわります。	12月21日 市民説明会
論点1-1 制度の 目的	「婚姻制度を利用できない又は利用しづらいこと等による日頃の生きづらさを緩和」という表現が曖昧で分かりにくい。単に精神的なものを指すのか。婚姻によって得られる権利と同等の権利を得られるのかどうか当事者の関心事項ではと感じた。また、「パートナーシップ制度を最大限配慮し、必要な措置を講ずることを求める～」という箇所が制度導入によりこれまでとどう変わるのかイメージしづらいと感じた。	○「利用できない」は同性パートナーで婚姻届を出しても不受理になってしまう方、「利用しづらい」は異性間で男女別姓を希望する方たちが、婚姻制度を利用しづらいということを想定しています。 ○本市ではパートナーシップ制度を条例で実施するため、市の基本的なスタンスとして、パートナーシップ制度を推進することになるので、市営住宅の入居申込などが可能になることを期待しています。市職員の福利厚生の関係でも、内縁関係と同等の扱いを見込んでいます。	職員 アンケート
論点1-2 根拠規定を 何に置くか	制度を導入するならば条例でやることは望ましい。議会という場で、議事録に残る場で、いろいろな人が参加するということは、市民が評価したり、意見を付け加えることもできるので優れた内容で評価する。	○ご意見のとおり、審議会でも議論されました。	12月19日 市民説明会
論点1-2 根拠規定を 何に置くか	導入自治体は条例なのか、要綱なのか傾向が知りたい。	○条例で制度導入しているのは、渋谷区、総社市(岡山県)、豊島区、港区、いなべ市(三重県)の5自治体、国立市(令和3年4月施行)を含めると6自治体になります。	12月19日 市民説明会
論点1-2 根拠規定を 何に置くか	条例のなかでパートナーシップを新たに付け加えるときに、どのような入れ方をするのか。具体的に決められたものはあるのか。	○審議会での議論のため、具体的な条例の文言は決めていません。すでにパートナーシップ制度に対応できる条例であるとの認識ですが、前文で多様な性に関する部分に言及する必要があるのではないかという議論がなされました。条例に追加する内容としては、パー	12月19日 市民説明会

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
		トナーシップ制度の項を設けること、市や市民、事業者の責務に関すること、アウトティングの禁止に関することは入れていく予定です。新たな用語の定義を行う必要があります。 ○なお、手続的な部分は条例ではなく、規則等で表していきます。	
論点1-2 根拠規定を 何に置くか	条例設置が望ましいと考える。条例設置にすることで、不動産関係や医療機関に対してどのくらい説得力があるか。	○不動産関係、医師会等に要請していきたいと考えています。市民、事業者等への意識啓発、理解促進のための活動が重要であると考えています。	12月21日 市民説明会
論点1-2 根拠規定を 何に置くか	宜野湾市では条例が一度否決されている。市民のためにあるべき条例でありながら、条例制定を希望する人には益があるかもしれないが、希望しない人には不利益を被ることを知るべきである。本来は全ての人がある条例があつていいという意見であるべきで、反対意見の真意を理解するようにできないものか。	○宜野湾市で性の多様性をめぐる表現から、条例が否決されたのは残念ですが、条例制定を希望しない人が不利益を被るとは、考えていません。	職員 アンケート
論点1-2 根拠規定を 何に置くか	「男女平等」と「パートナーシップ」が同じ条例でということには、違和感がある。	○武蔵野市男女平等の推進に関する条例は、「性別等」という文言で性の多様性を踏まえた成り立ちです。	職員 アンケート
論点2-1 制度の 種類	なぜ宣誓なのか。民法では宣誓の規定はない。届出をすれば婚姻関係になるが、パートナーシップ制度は届出だけではなく宣誓が必要なのか。市長に対して宣誓することがパートナーシップ制度を利用する際の重要要件として設定されているが、なぜなのか。婚姻と比較すれば、婚姻は届出を出せば受理されると考えている。どういった検討がされたのか教えてほしい。	○婚姻に準ずるのではなく、婚姻制度が利用できないためにパートナーシップ制度を導入しようと考えています。 ○なぜ宣誓かについて、先行自治体が宣誓または公正証書を提出するかという制度だったので、宣誓するという方式を選択しました。宣誓書の書面に名前を書いて提出していただくだけであるが、誤解もあるので、文言については検討したいと考えています。	12月21日 市民説明会
論点2-1 制度の 種類	趣旨・説明の3つ目「宣誓者の気持ちを受け止め」とあるが、自分が婚姻届を出したときは淡々と受け取ってもらえればそれでよかった。何か意味があるのか。	○同性で婚姻届を提出しても、要件が整っていないということで不受理になります。受理してもらえないが自分たちは通常のパートナーと同様に暮らし生活しています。その関係性を尊重することから「宣誓者の関係性を尊重し」という表現を使っています。	12月21日 市民説明会
論点2-1 制度の 種類	「申請者2人が、パートナーシップ関係を市長に対して宣誓(宣誓書を提出)し」とあるが、「市長」ではなく「市」とするか、主語を消したほうがよいと思う。他自治体の書き方を参考にしたり、結局は市長名での受理となるから「市長」	○市の手続きは、市長に対して市に届け出をするものと認識していますが、わかりやすい文言については精査します。	パブリック コメント

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
	としたのかもしれないが、余計な邪推が入り制度全体に影響を及ぼすのは、審議会のみならず本意ではないと思う。		
論点2-1 制度の 種類	「宣誓書受理証」と「公正証書等受理証」の両方があり、書類提出の要・不要を選択できるのはとても良いと思う。	○ご意見のとおり、審議会でも議論されました。	パブリック コメント
論点2-1 制度の 種類	当初公正証書等を提出しないで「宣誓書受理証」の交付のみだった2人が、後に公正証書等を提出し「公正証書等受理証」の交付に切り替えることができるように希望する。	○後から公正証書等を提出し「公正証書等受理証」の交付することも可能な制度設計となっています。	パブリック コメント
論点2-1 制度の 種類	「公正証書等受理証」の場合、申請時の公正証書等の内容を変えた際には、その内容をふまえ「公正証書等受理証」の更新、または「宣誓書受理証」への変更を必須としたほうが、武蔵野市のパートナーシップ制度に対しての信用度が上がると思う。	○届け出事項が変更となった場合は、記載事項変更の届け出をする制度設計となっています。	パブリック コメント
論点2-2 制度の対象 者	外国籍であっても対象者になるような記載が欲しい。	○外国籍の方も対象になると考えています。	パブリック コメント
論点2-2 制度の対象 者	性別等の定義として「性的指向(恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向をいう。）」と記載があるが、恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別にも向かないアセクシャル・アロマンティックは平等であるべき人の対象に含まれないのか。	○「性別等」は「男女の別だけではない多様な性の在り方(性自認(自らの性別に関する認識をいう。)及び性的指向(恋愛感情又は性的な関心がいずれかの性別に向かうからの指向をいう。))を含む。）」と、「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」で定義しています。性別等を問わないため、アセクシャル・アロマンティックも制度の対象者に含まれると解されます。	職員 アンケート
論点2-2 制度の対象 者	「人生のパートナー」はどこかで定義するのか。「日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した二人を対象とする」とあるが、期間的な要素は入らないのか。結婚に近いものだとすると「死ぬまで」という期限であることが前提であるべきと思うが(5年間とか10年間とか期限をつけるものではないと思うので)、その定義はしないのか。	○「人生のパートナー」は、「日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した二人」を想定しています。期限の定義はしていませんが、永続的なものであると考えています。	職員 アンケート
論点2-2 制度の対象 者	パートナーシップ制度における「パートナー」の定義はしないのか。	○「パートナー」の定義はしていませんが、「日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した二人」を想定しています。	職員 アンケート
論点2-3 市、市民及	アウトティングの文言について、本文には「本人の意思に反して本人に強制する」	○アウトティングの注は「本人の意思に反して」で統一します。	12月21日 市民説明会

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
び事業者等の責務及び禁止事項	とあるが、注には「本人の了解を得ずに」となっている。どちらかに統一されるのがよい。		
論点2-3 市、市民及び事業者等の責務及び禁止事項	趣旨説明の2つ目が読んで頭に入っていない。「禁止」を2回使っており、本人の意思に反して禁止するとある。	○文言を整理します。	12月21日 市民説明会
論点2-3 市、市民及び事業者等の責務及び禁止事項	趣旨説明の2つ目の文章を整理した方がよい。	○文言を整理します。	12月21日 市民説明会
論点2-3 市、市民及び事業者等の責務及び禁止事項	「・パートナーシップ制度に最大限配慮し、必要な措置を講ずるよう努める。」とあるが、市はどのようなことを想定しているのか。 (・市、市民及び事業者等に対し、パートナーシップ制度に最大限配慮し、必要な措置を講ずることを求め、性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくりを進めていく必要がある。)	○市の施策部分につきましては、市営住宅の入居や人事課における慶弔休暇や給与の取り扱いの変更を期待しております。 事業者等につきましては、医師会や病院に入院時等の病状説明など家族と同等に扱うことの依頼をすることや不動産業者に賃貸住宅等の入居受け入れを依頼することを想定しております。	多様性の尊重に関する 庁内研究会
論点2-3 市、市民及び事業者等の責務及び禁止事項	パートナーシップ制度に最大限配慮し、必要な措置を講ずるよう努めるとあるが、「責務」という強い印象の言葉が使われているが、市や事業者に具体的にどのような対応が期待されているのか示されておらず、イメージがわからない。	○制度をつくっても、市民、事業者、市役所が理解していくことが重要であると認識しています。継続的に啓発のための講座や、職員向けに研修を行います。制度が決まった場合には、医師会や不動産業などの事業者関係に対しても周知啓発を行っていくこととなります。 ○本市ではパートナーシップ制度を条例で実施するため、市の基本的なスタンスとして、パートナーシップ制度を推進することになるので、市営住宅の入居申込などが可能になることを期待しています。市職員の福利厚生の関係でも、内縁関係と同等の扱いを見込んでいます。 ○市として多方面に働きかけていきたいと考えています。病院や住宅関係の事業者の団体をお願いをしていきます。	職員 アンケート
論点2-3 市、市民及び事業者等の責務及び禁止事項	「アウトティングの禁止」について、本人の意思に反して性的指向又は性自認を第三者に公開することがアウトティングの定義と読み取れたが、例えば「このAさん	○法律婚の場合と異なり、本人の意思に反している場合、「このAさんとBさんはパートナー同士です」ということは、基本的に禁止事項になります。	職員 アンケート

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
禁止事項	とBさんはパートナー同士です」ということ自体も、意味としては性的指向又は性自認を公開することにつながるものになると思うが、このことも基本的には禁止行為に含まれるということか。結婚の制度との比較で考えると、「このお二人はご夫婦です」と言うことが禁止事項に該当するということになるため、違和感を覚える。		
論点3-1 居住地	論点3-1の居住地で、2人が市内に住所を有する、同居を基本とするというのは、別居しているパートナーの場合はどうなのか。		12月19日 市民説明会
論点3-1 居住地	2人とも市内を要件とするのは、他自治体との関係の整合性をとることと、市の制度の信頼性を高めるとのことだが、2人ではなく一方が市内でよいとしたら、どのような不都合が生じるのか。	○武蔵野市以外でもパートナーシップ制度がある自治体があります。他の方とパートナー関係にないことが前提にあります。一方が武蔵野市民でない場合、その方が他の人とパートナーシップ制度を結んでいた場合に確認することが不可能です。実効性が高い制度とするため、武蔵野市内に住所を有し同居していることをパートナー関係にあることの要件としています。	12月21日 市民説明会
論点3-1 居住地	片方もしくは双方が在住であれば同じ住所でなくてもパートナーシップを認めていくのはどうか。今でなくても、今後、制度が知られていくとともに、柔軟に対応していただければと思った。(転勤などの可能性の他に、性的指向や性自認に関わらず、精神面や適性などから人と一緒に住むことが難しいけれども精神的、経済的に家族同然に支え合っているという方も想定されるかと思う。)		パブリック コメント
論点3-1 居住地	パートナーシップ関係となった片方が、単身赴任などが出来ないことについても、何らかの解決策が必要だと思う。		職員 アンケート
論点3-1 居住地	在学・在勤者の話はあったのか。		12月19日 市民説明会
論点3-1 居住地	説明会に参加させて頂き、市職員の方から福利厚生などを受けられるようにしていくという説明にとっても共感した。今後は市内の企業に勤務する方も配偶者慶弔休暇などの福利厚生が受けられるよう、市内在勤の方も視野に入れて頂けたらと思った。	○在学・在勤の方を含めることの検討も行いましたが、日常生活において互いに協力し扶助し合う真摯な関係性の2人を支援する目的から、市内に住所を有する、または有する予定であることを要件としました。市の制度としての信頼性、実効性も配慮してこのようになっています。	パブリック コメント
論点3-1 居住地	転入予定者に対して仮の受理証を交付するとあるが、仮の受理証がほしいのは、転入先が決まる前になるのではないか。その場合、転入先住所が確認できる書類とは何か。	○転入予定者に対しては、期限を有する仮の受理証を交付します。3か月以内に転入したことを示す住民票が提出されない場合、無効となります。転入先住所が確認できるものとは、不動産の	12月19日 市民説明会

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
		賃貸・売買契約書、転出証明書等が考えられます。	
論点3-1 居住地	<p>転入後に受け付けること。市独自の制度であるので、対象はあくまで市民に限定すべきだと思う。</p> <p>転入「予定」でも受け付けるとのことだが、予定が変わってしまうことはあるし、制度を利用したいため引越する気もないのに虚偽の申告をする可能性もあるのではないかと思う。転入予定で受け付けた時、その後実際に転入をしなかった場合は市で住民登録を確認し、一定期間経過しても転入していなかったらパートナーシップを職権で解消する等の事後処理を明確にルール化したほうがいいのではないかと思う。</p>		職員 アンケート
論点3-2 その他に要件を定めるか	方針案3つ目「近親者でないこと」とある。同性であれば禁止する必要がないのでは。	<p>○婚姻に近い関係性の2人を対象にする制度ということで、民法上婚姻できない関係性の方はパートナーとして認めないという考え方です。</p> <p>○性別等に関わらずというところから、事実婚の方たちも念頭において議論してきました。まずはこうした形で制度をスタートさせたいと考えています。先行自治体の多くで近親者でないことを条件にしているのは、近親者の場合、関係性が保障されており、病院で面会や病状説明が可能である等、制度の必要性が低いからだと考えます。</p>	12月21日 市民説明会
論点3-2 その他に要件を定めるか	近親者の箇所が気になって調べてみたら、遺伝的な要因だけで近親者の婚姻が否定されてきたわけではない。なぜ民法では近親者の婚姻を認めていないのかという解説があった。覚えていないので説明できないが、審議会で確認しておいていただくのがいい。	○ご意見としてうけたまわります。	12月21日 市民説明会
論点3-2 その他に要件を定めるか	年齢についての決まり事をどのように考えているか。	○婚姻年令とは無関係に、自分で判断できる年齢ということから、成人としました。	12月21日 市民説明会
論点3-2 その他に要件を定めるか	「近親者でないこと」とあるが、他自治体の同様の例では「養親子関係を除く」や「養子縁組している場合は宣誓可能です」のように但し書きがあるところがある。	○婚姻に近い関係性の2人を対象にする制度ということで、民法上婚姻できない関係性の方はパートナーとして認めないという考え方です。	パブリック コメント

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
論点3-2 その他に要件を定めるか	同性間の場合においては「近親者でないこと」が条件に含まれるのはおかしい。そもそも「武蔵野市パートナーシップ制度」は現在の民法でフォローできていない穴を埋める意義もあるのではないか。異性間の近親者については妊娠時の遺伝的問題の観点から申請を受け付けないのは筋が通るが、現在の医学では妊娠の可能性がない同性の2人については申請を受け付けない理由がないと思う。	○性別等に関わらずというところから、事実婚の方たちも念頭において議論してきました。まずはこうした形で制度をスタートさせたいと考えています。先行自治体の多くで近親者でないことを条件にしているのは、近親者の場合、関係性が保障されており、病院で面会や病状説明が可能である等、制度の必要性が低いからだと考えます。	パブリックコメント
論点4-1 提出書類	宣誓は、市長の前で宣誓するわけではないという誤解は解かれたと思うが、提出書類に「パートナーシップ宣誓書」とあり、「宣誓書」とあると、誰かを前にしてお互いの気持ちを述べるという意味合いで捉える方もいるのでは。	○ご意見としてうけたまわります。	12月21日 市民説明会
論点4-1 提出書類	「パートナーシップ宣誓書」の書き方について、戸籍の場合、戸籍筆頭者があると思うが、この制度の場合、横並び、縦並び等考えているか。	○「パートナーシップ宣誓書」について、他自治体を参考に考えていますが、横並びで2人が同等の形で記載したいと考えています。どちらか一方が筆頭者という考え方はありません。	12月21日 市民説明会
論点4-1 提出書類	趣旨・説明の3つ目「外国籍の方が制度を利用する際は、婚姻要件具備証明書(独身証明書)の提出も求める」とあるが、外国籍の方で独身を証明する書類とは何を考えているか。	○外国籍の方の婚姻要件具備証明書は、大使館等で婚姻ができる資格があるということを証明するもので、一般に独身証明書と呼ばれています。ただ婚姻要件具備証明書がない国もあり、様式は様々です。	12月21日 市民説明会
論点4-1 提出書類	大使館で出る独身証明書があれば、パートナーシップ制度を認めることになるか。	○婚姻要件具備証明書が発行されても、独身であることを確認する必要があると考えています。	12月21日 市民説明会
論点4-1 提出書類	独身証明書について何のためにその書類を使うのか聞かれる場合がある。正直にパートナーシップ制度を利用するためと書ければよいが、国によっては同性間の関係は隠さないといけない国もあり、書類を残したくない方もいて、そのような場合は例外規定をどこかに書いておいてもらえるとよい。	○ご意見を承り、市に引き継ぎます。	12月21日 市民説明会
論点4-1 提出書類	意見交換会であった、外国籍市民間のパートナーシップについて「国によっては同性婚ができない場合がある。その場合、独身証明となる書類を入手する事も難しいため配慮が必要」という意見に同意する。この場合は、受理証の裏面に独身証明取得が困難である事情を記	○ご意見を承り、市に引き継ぎます。	パブリックコメント

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
	載することを条件に受理するなど、個々の事情を配慮した制度であってほしい。		
論点4-1 提出書類	提出書類の審査の際に、すでにパートナーシップの登録をしている人かどうかの確認等はするのか。(別の人と二重に発行されるようなことがないのか)	○武蔵野市以外でもパートナーシップ制度がある自治体があります。他の方とパートナー関係にないことが前提にあります。片方が武蔵野市民でない場合、その方が他の人とパートナーシップ制度を結んでいた場合に確認することが不可能です。 ○まずは、宣誓時には、居住地要件を2人とも市内在住としたり、提出書類で確認が取れるようにしました。	職員 アンケート
論点4-1 提出書類	提出書類に「住民票または住民基本台帳カード」となっている。住基カード本体を提出するとも読めてしまうが、いかがか。また最近マイナンバーカードも普及して公的窓口、金融機関などでは本人確認書類として認められているようだが、こちらは提出を求めないのは理由があるのか。明確な理由があるなら示しておいていただいた方が混乱が少ないのではないかと思う。		職員 アンケート
論点4-1 提出書類	提出書類について、「住民票(写し含む、発行から3か月以内)または住民基本台帳カード」とあるが、平成27年12月末で住民基本台帳カードの新規交付が終了し、マイナンバーカード(個人番号カード)にその役割が引き継がれて所持者も増加しているため、提出書類の選択肢にマイナンバーカードも追加したらよいのではないかと思う。	○住民基本台帳カード、個人番号カードの掲示としたいと考えています。	職員 アンケート
論点4-1 提出書類	住所の確認書類として住民票と住民基本台帳カードと記載があったが、個人番号カードも追加してはいかがかと思う。住民基本台帳カード、個人番号カードともに住民基本台帳に記載された住所が印字されることと、住民基本台帳カードは平成27年12月に発行が終了しているため、徐々に所持者が少なくなるためである。		職員 アンケート
論点4-1 提出書類	戸籍関係書類の持参がなかった場合、17時以降は本籍地に電話照会できないと思う。 住所地確認は、市民係へ電話ですのか。それとも市民会館に住基端末を設	○男女平等推進センターでは、戸籍・住民登録の電話確認、オンライン確認はできないものと考えています。	職員 アンケート

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
	置するのか。前者の場合、定時以降は1.と同じことが想定される。		
論点4-1 提出書類	転入したことの確認はするのか。世帯合併の際の根拠資料となるのか。性善説にたち、重婚のようなことはないとの前提にたつのか。	○転入の場合、仮の受理証を交付し、宣誓後3か月以内に住民票の提出を求めます。パートナーの定義として、日常生活において、互いに協力し、扶助し合っているため、世帯合併の際の根拠資料になるのではないのでしょうか。重婚のようなことがおきないように、二人が市民であることを求めたり、提出書類を求めたりしています。	職員 アンケート
論点4-1 提出書類	独身を証明する書類として戸籍とともに「独身証明書」があげられているが、この証明は通常、結婚相談所で使用するもので(武蔵野市市民課HPでもそのように案内している)、交付件数も少ないものであるため、申請の際念入りに使用目的の確認をされたり、交付まで時間がかかったりする可能性があるのではないかと思った。人によっては不快な思いをされるかもしれないので、このあたりは丁寧な説明が必要になると思う。	○ここでは、外国籍の方との婚姻の際に必要な「婚姻要件具備証明書」等のいわゆる「独身証明書」を指しており、表記の方法を改めます。	職員 アンケート
論点4-2 通称使用の可否	通称を使用できることは非常によいと思う。	○ご意見のとおり、審議会でも議論されました。	パブリック コメント
論点4-5 パートナーシップ宣誓の届出の場所・方法	「市長に対し宣誓を行う」とあるが、こっそり提出して終わることはできないか。あまり知られたくないところもある。	○市長に直接宣誓するのではなく、書面上での宣誓です。なお、男女平等推進センターには、プライバシーに配慮した相談室があるので、そこで対応します。	12月19日 市民説明会
論点4-5 パートナーシップ宣誓の届出の場所・方法	届出の場所がなぜ男女平等センターなのか。先ほどの説明で、担当課だということ、プライバシーに配慮とあった。婚姻制度に準ずる仕組みであれば、戸籍課でよいと思う。戸籍課は戸籍を扱う部署なので、当然プライバシーに配慮された部署だと思う。戸籍課に届け出てもプライバシーの問題は生じないのでは。	○戸籍の届出ではなく、パートナーシップ宣誓書受理証を作成するのは男女平等推進センターです。まずは、当事者の意向に配慮し、制度の趣旨を理解している職員のおかれている同センターで	12月21日 市民説明会
論点4-5 パートナーシップ宣誓の届出の場所・方法	婚姻と違う受理方法や、どの程度の届け出があるかの予測が難しいであろうことから事前予約制なのは仕方ないが、届け出先を男女平等推進センターに限定するのは差別的に映る。男女平等推進センターの所属と同じ部なので、婚姻届と同様に、市役所の市民	原則受け付ける形にしていますが、受け承ったご意見については、市に伝えます。	パブリック コメント

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
	課での受理はできないか。同じ部なのに連携がとれないのはおかしい話だと思う。もし「人目が気になる」などの事情がある場合にだけ、男女平等推進センターでの受理にするなどの配慮をすればいいのではないか。		
論点4-5 パートナーシップ宣誓の届出の場所・方法	戸籍の届出とは別の窓口とすること。「市民課の窓口で婚姻届等と同じように受付する」という意見があると聞いたことあるが、別の場所にある窓口にしたほうがいいと思う。理由は、制度の性質に対する市民の誤解を避けるため及び人の目につくのを避けるためである。戸籍や住民票の届出と同じ窓口だと、パートナーシップについても国の法律に基づいた制度だという誤解を市民に与えるおそれがあると思う。また、市民課の窓口はその性質上不特定多数が出入りするスペースなので、隣の人に声がうっかり聞こえたり好奇心で覗きこむ人がいたり、「完全」にはプライバシーが守りきれない。		職員 アンケート
論点4-5 パートナーシップ宣誓の届出の場所・方法	事前予約で、二人で届ける事が基本である時に、他者に聞こえる場所での手続きはしないよう配慮が必要と感じる。現在男女平等推進センターに相談室等の個室があるのか。なければ、準備をお願いしたい。	○男女平等推進センターには、プライバシーに配慮した相談室があるので、そこで対応します。	パブリック コメント
論点4-5 パートナーシップ宣誓の届出の場所・方法	「市長に対し宣誓を行う」とあるが、「市長」ではなく「市」とするか、主語を消したほうがよいと思う。理由は論点2-2-1でも指摘したことと同様の理由である。	○市の手続きは、市長に対して市に届け出をするものと認識していますが、わかりやすい文言については精査します。	パブリック コメント
論点4-5 パートナーシップ宣誓の届出の場所・方法	2人そろって男女平等推進センターでしか受け付けないというのは不便な気がした。婚姻届は1人でも代理人での受付も可なので、2人でという理由がよく分からない。	○提出書類の内容や本人確認について直接確認する必要があるため、代理人や郵送での手続きとせず、2人揃って手続きをすることとしました。	職員 アンケート
論点4-5 パートナーシップ宣誓の届出の場所・方法	婚姻届は代理人や1人でも提出できるが、パートナーシップ宣誓は2人揃わないと提出できないのはなぜか。		職員 アンケート
論点4-6 紛失・届出事項変更時	届出事項変更時の届け出は1人では不可、または届け出人ではないもう1名の確認が取れてからの変更受理とすべき	○届出書は、自署を想定しています。また、記載事項の想定は、住所の変更、通称名の使用開始等、実態に即した内容	パブリック コメント

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
の届出	だ。届け出人でない 1 名が不利益を被らないために必要と考えるためである。「パートナー2 名揃っての届け出の場合即時受理、1 名の場合はもう 1 名の確認が取れてからの受理」としてはいかがか。	を反映することを目的としています。	
論点5-1 宣誓書等の 保存期間	30 年間の保存について、宣誓から 30 年経って、そのまま一緒に暮らし続ける場合には、もう一度宣誓をしたらその後 30 年間使えることになるのか。	○市の公文書の最長保存期間が 30 年のため、30 年としています。有効期限が 30 年というのとは異なります。ただし保存期間が 30 年のため、保存期間経過後には宣誓時の書類が廃棄されます。宣誓書受理証に、保存期間経過後には再度宣誓してもらいたいという旨を入れる予定です。	12 月 19 日 市民説明会
論点5-1 宣誓書等の 保存期間	趣旨説明に「宣誓書は、2人が市長に対し行った宣誓であるため」とあるが、「市長」ではなく「市」としたほうがいいと思う。理由は論点 2-1 で指摘したことと同様の理由である。	○市の手続きは、市長に対して市に届け出をするものと認識していますが、わかりやすい文言については精査します。	パブリック コメント
論点5-1 宣誓書等の 保存期間	こちらは保管期間が切れても有効なのか。30 年は短く、婚姻と同じく有効期限は申出がない限り有効で有るべきと感じた。		パブリック コメント
論点5-1 宣誓書等の 保存期間	宣誓書の保存年限が 30 年ということは、31 年目以降はパートナーシップ関係が消滅してしまうのか。(それまでに国の法律が変わって、同性婚ができるようになるかもしれないが。		職員 アンケート
論点5-1 宣誓書等の 保存期間	パートナーシップを結んだまま婚姻届を提出され、受理されることはないか。保存年限 30 年を超えた場合は破棄されるのか。その後の証明書の発行は不可となるのか。	○市の公文書の最長保存期間が 30 年のため、30 年としています。有効期限が 30 年というのとは異なります。ただし保存期間が 30 年のため、保存期間経過後には宣誓時の書類が廃棄されます。宣誓書受理証に、保存期間経過後には再度宣誓してもらいたいという旨を入れます。	職員 アンケート
論点5-1 宣誓書等の 保存期間	文書保存期間の最大年数が 30 年であることは理解しているが、実際に活用する人は、30 年後にもう一度出さなければいけないか等について気になるのでは、と感じた。		職員 アンケート
論点5-1 宣誓書等の 保存期間	「30 年保存」について、パートナー解消時には、届出のうえ受理証の返還を求め、とあるが、解消のうえ受理証が返還されたとしても、当初の申請書は 30 年保存のままなのか。		職員 アンケート
論点5-2	パートナー間で DV があった場合、パートナー解消時の届出を原則として双方	○DV のようなことがあった場合には、事情を勘案して対応します。	12 月 19 日 市民説明会

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
パートナー 解消時の取 扱い	に通知するという部分が、どれくらい原則となるのか。		
論点5-2 パートナー 解消時の取 扱い	パートナーシップを解消したい場合はなかなか大変なのではないか。宣誓は2人そろってセンターに行って宣誓する、解消のときは一人でもできるというのはどのような根拠や考えなのか。	<p>○解消に関しては、DVなども鑑みて、一人でもお受けするというにしていきたいと考えています。基本的には、双方に通知を送ることになっていますが、事情によっては通知しないこともあり得ます。</p> <p>○パートナーシップは宣誓をしたことで、事業者や市から相応の対応をもらえるもので、双方で取り消しをしないと制度から抜けられないことの方が当事者にとってマイナスとされます。</p>	12月19日 市民説明会
論点5-2 パートナー 解消時の取 扱い	パートナー解消時の取扱いで、解消時には届け出ると書いてある。最初に利用するときは必要な書類が書いてあるが、解消時には書いていないので、必要書類を記載した方がバランス的によい。	○婚姻ほどの義務や権利を伴うものではないので、解消については当事者の意思を尊重して届出書のみで、添付書類はなくてよいと考えています。	12月21日 市民説明会
論点5-2 パートナー 解消時の取 扱い	パートナーを解消するときに、受理証の返還を求めるが返還がなくても市外では使えないので問題がないという回答があった。受理時と返還時の対応が異なる。企業によっては、パートナーシップ制度を結んでいる2人を夫婦と同等に扱う会社もある。そういった使われ方をすると返還時の対応が軽すぎる。片方の意思だけで受理されることは問題があると思う。解消時の一番の問題はすぐに受理されることである。海外の例で、婚姻・離婚時に公に発表して期間中に何も異議申し立てがなければ受理されるようになっていた。円満離婚であっても裁判記録で正しく離婚したという形をとっている国もある。解消時も一定期間を置いて、両者の申し立てが特になければ解消するというふうにしてもいいのでは。	<p>○パートナーシップ宣誓書受理証が内縁関係を証明することに使える企業があると聞いています。パートナーシップを結ぶときは、厳密に提出書類を求めています。解消時は届出のみでよいとしています。たとえば婚姻関係でDVがあってもなかなか離婚に応じてくれない場合なども考え、解消に関しては1人でもよいという議論がされました。</p> <p>○日本では離婚は届出のみでできます。制度から2人で届け出ないと抜けられないとすると、すでにパートナー関係が解消しているのに制度自体が実態に反して続いてしまうことになりかねないので、一方からの届出にせざるを得ないのではないかという議論がされました。100%受理証を回収することは難しいと考えていますが、回収率を高めるために返信用封筒を送る等、できるだけ返還しやすくする工夫はあってよいと考えています。片方だけが受理証を持っている状態で、実態に反して新規に利用される可能性は比較的低いものと考えています。</p>	12月21日 市民説明会

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
論点5-2 パートナー 解消時の取 扱い	<p>パートナーシップ制度は、婚姻制度と違って、ただ市が認める制度のわりに、何かの契約や企業に認めてもらうことにも使われる。私はこの制度を導入してほしいと心から思うが、反対する人たちに、受理するときだけ厳しく、それを乗り越えられればいくらでも解消できてしまう制度を何でつくるのか、といずれ言われることがあると思う。そういった可能性を考えて、外堀を深めてほしいという気持ちがある。解消の場合の規定をもう少し考えてほしい。申請時は厳しいが解消が軽いとすると、制度を悪用する人も出てきてしまう、と攻撃する人たちがおそらく出てくる。市がその片棒をかつぐのか、だから反対だとなる。</p>	<p>○制度の悪用を防ぐために何度もチェックすれば厳しく運用できます。1年ごとに双方に確認を取るなどが考えられますが、そうすると制度として使いにくく、使う側からすると使いやすい方がいいと考えます。婚姻でも悪用しようと思えばでき、同程度のことだと考えています。</p> <p>○まずは、宣誓時には、居住地要件を2人とも市内在住としたり、提出書類で確認が取れるようにしました。この先、多様性を認め合う社会を構築できるように、この制度が第1歩となるように、審議会ではこの形となっています。</p>	12月21日 市民説明会
論点5-2 パートナー 解消時の取 扱い	<p>パートナー解消時に受理証を返還せずに持っていてもメリットがないという説明だったが、本当にメリットはないのか。片方が持っていて、不正利用が問題なら、受理証 AB の両方がないと使えないとしてはどうか。パートナーを解消した場合、2枚ないと使えなければ不正利用できない。不正利用できないように考えた方がいいのでは。</p>	<p>○先行自治体で、本来パートナー制度は解消しているがカードが残っていたことで悪用された事例があるのかということ、この制度によって利用できるものをできるだけ増やしていく方向で、審議会でも検討したいと思います。解消時に片方だけカードを持っていた際に何らかの不具合が生じる可能性があるか等、検討したいと思います。ただあまり綿密になると使いやすさから外れていってしまうのでバランスを取りながら検討していきたいと考えています。</p>	12月21日 市民説明会
論点5-2 パートナー 解消時の取 扱い	<p>カードの裏に、但し書きで「有効かどうか確認する場合は市に問い合わせる」と書いておくのはどうか。そのようなリスクがあれば、カミングアウトしてまで使わない。不正防止になる。</p>	<p>○パートナーシップ宣誓書受理証が内縁関係を証明することに使える企業があると聞いています。パートナーシップを結ぶときは、厳密に提出書類を求めています。解消時は届出のみでよいとしています。たとえば婚姻関係でDVがあってもなかなか離婚にに応じてくれない場合もあると考え、解消に関しては1人でもよいという議論がされました。</p> <p>○日本では離婚は届出のみでできます。制度から2人で届け出ないと抜けられないとすると、すでにパートナー関係が解消しているのに制度自体が実態に反して続いてしまうことになりかねないので、一方からの届出にせざるを得ないのではないかと考えています。100%</p>	12月21日 市民説明会
論点5-2 パートナー 解消時の取 扱い	<p>パートナー解消時の届け出は1人では不可、または届け出人ではないもう1名の確認が取れてからの変更受理とすべきだ。届け出人でない1名が不利益を被らないために必要と考えるためである(受理されてから知らされても遅い)。「パートナー2名揃っての届け出の場合即時受理、1名の場合はもう1名の確認が取れてからの受理」としてはいかがか。もし、DVなどの事情があり1名での届け出になる場合、届け出者を保護しながらもう1名の確認を取るとか、離婚調停のような仕組みが必要だと考える。</p>	<p>○パートナーシップ宣誓書受理証が内縁関係を証明することに使える企業があると聞いています。パートナーシップを結ぶときは、厳密に提出書類を求めています。解消時は届出のみでよいとしています。たとえば婚姻関係でDVがあってもなかなか離婚にに応じてくれない場合もあると考え、解消に関しては1人でもよいという議論がされました。</p> <p>○日本では離婚は届出のみでできます。制度から2人で届け出ないと抜けられないとすると、すでにパートナー関係が解消しているのに制度自体が実態に反して続いてしまうことになりかねないので、一方からの届出にせざるを得ないのではないかと考えています。100%</p>	パブリック コメント

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
		受理証を回収することは難しいと考えていますが、回収率を高めるために返信用封筒を送る等、できるだけ返還しやすくする工夫はあってよいと考えています。片方だけが受理証を持っている状態で、実態に反して新規に利用される可能性は比較的低いものと考えています。	
論点5-2 パートナー 解消時の取 扱い	パートナー解消時の通知方法はどのようなものをお考えだろうか。郵送のみだと片方が気付かないうちに解消されてしまっていたということにならないだろうか。	○パートナー解消に関しては、必ずしも双方の同意が必要だと考えていません。	職員 アンケート
論点5-3 転出時の取 扱い	趣旨・説明2つ目「受理証の返還を求める」とある。返還されない場合はどうするか。	○返還は求めますが、武蔵野市に住んでいないとメリットが少ないと考えています。	12月21日 市民説明会
論点5-3 転出時の取 扱い	「転出時の届け出は1人では不可」であってほしいところだが、武蔵野市民であることを条件にしている制度なので仕方がないと思う。ただし1人での届け出の場合、住民票や戸籍などで「武蔵野市民でなくなった証明」ができることを条件にすべきである。この場合も、もう1人への通知は必要だと思う。	○届け出にあたっては、新しい住所を確認できる書類の提出を求めることを想定しています。また、届け出が一人でなされた場合は、届け出があったことを原則として、通知することとしています。	パブリック コメント
論点5-3 転出時の取 扱い	自治体をまたがる重婚(重パートナーシップ)の確認はどのように行うのか。パートナーシップ制度を導入しているすべての自治体が、転出とともにパートナーシップ解消手続きをしているなら確認不要ではあるが。また逆に単身赴任等やむを得ない状況で1人だけ転出する場合も、一律にパートナーシップ解消となるのか。	○武蔵野市以外でもパートナーシップ制度がある自治体があります。他の方とパートナー関係にないことが前提にありますが、片方が武蔵野市民でない場合、その方が他の人とパートナーシップ制度を結んでいた場合に確認することが不可能です。 ○まずは、宣誓時には、居住地要件を2人とも市内在住としたり、提出書類で確認が取れるようにしました。この先、多様性を認め合う社会を構築できるように、この制度が第1歩となるように、まず審議会ではこの形となっています。 ○単身赴任等の事情には配慮します。	職員 アンケート
論点5-3 転出時の取 扱い	転出時、死亡時に届出を求めるのは現実的でないように思う。そのようなことがあったとき、市民課や市政センターの手続きに加え、男女平等推進センターでの手続きが必要となり、市民にとって負担ではないか。また、戸籍に記録されない状況で、このようなレアケースに対し、市民課等の窓口で適切に男女平等	○転出時、死亡時等に100%届出がされるのは困難であり、市民課で案内されることも難しいと考えています。チラシ等の周知方法を考えたいと思っています。	職員 アンケート

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
	推進センターへの届け出を案内できるか疑問がある。		
論点5-3 転出時の取扱い	「別れる」ときに「もめる」ことを想定して対処する制度にすること。通常の夫婦でも不仲になってもめて、片方が勝手に離婚届を出したり警察や裁判所が介入するレベルの紛争になったりすることがある。制度を開始する以上、修羅場に市も巻き込まれる可能性があると思う。 二人の意思で始めることなので解消も二人揃ってすべきだと思う。一人で届けてパートナーが解消できるとするなら、片方が勝手に出して片方が不服として納得せず、市に解消の撤回を求めてくる場合もあるかと思う。もちろん反対に、両者揃って届けないと解消できないとしたら、相手が了承しないので解消できないという問題も生じるが、最初から「いつでも一人で勝手に解消できる」と制度設計するのは違う気がする。	○解消に関しては、DVなども鑑みて、一人でもお受けするというにしたいと考えています。基本的には、双方に通知を送ることになっていますが、事情によっては通知しないこともあり得えます。	職員 アンケート
論点 5-4 パートナー 死亡時の取扱い	趣旨説明の「届け出があった場合、受理証の提示は求めるが、心情に配慮し返還については任意とする。」は素晴らしい配慮だと思う。ぜひそうしていただきたい。	○ご意見のとおり、審議会でも議論されました。	パブリック コメント
論点 5-4 パートナー 死亡時の取扱い	該当者が死亡し、他市に死亡届が提出された場合の扱いは。	○他市で死亡届が提出されても、男女平等推進センターでは確認する術がありません。宣誓時に、男女平等推進センターに届出していただくよう、周知徹底します。	職員 アンケート
論点 5-5 取消の取扱い	受理証の交付に使われた「不正な方法」が悪質な場合、対外的な責任において、申請者の公表をすべきだと考える。法に抵触していれば警察に届けるなりするかもしれないが、それが報道で報じられるかどうかは別の話である。市の制度の信頼度を落とさないために必要なことだと思う。	○個人情報に配慮することを留意した対応としていきたいと考えています。ご意見としてうけたまわります。	パブリック コメント
論点6 他の自治体 との相互利 用について	広域で相互連携する場合、足並みをそろえないといけないから後退するようなことになってはいけない。先進例に合わせてやってほしい。	○おっしゃる通りであり、後退することがないようにしたいと考えています。	12月21日 市民説明会
論点6 他の自治体 との相互利	趣旨説明に「連携する場合、連携する自治体とパートナーシップ制度の要件や記載必要事項等の統一を検討する	○おっしゃる通りであり、後退することがないようにしたいと考えています。	パブリック コメント

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
用について	必要がある。」とあるが、意識が低い方に合わせるのではなく、意識が高い方に合わせ、自治体間で高め合っているような検討になるよう要望する。		
その他	「性同一性障害」という言葉が使われていた時代があったが、そういう言葉は現在どのような認識、考え方になっているのか。	○現在は「性同一性障害」という言葉は使っていません。レインボームサシノシ宣言では、「多様な性を生きる人々」や、計画では「性的マイノリティ」としていません。今後も呼称は、時代によって変わっていくと思います。	12月19日 市民説明会
その他	パートナーシップ制度を導入することのメリットは、使用するとき、相手側が理解できているのか心配。周知はしっかりやってもらえるのか。	○制度をつくっても、市民、事業者、市役所が理解していくことが重要であると認識しています。継続的に啓発のための講座や、職員向けに研修を行います。制度が決まった場合には、医師会や不動産業などの事業者関係に対しても周知啓発を行っていくこととなります。	12月19日 市民説明会
その他	武蔵野市でこの制度を導入することで、当事者のメリットや、どのようなことが受けられるのか。	○本市ではパートナーシップ制度を条例で実施するため、市の基本的なスタンスとして、パートナーシップ制度を推進することになるので、市営住宅の入居申込などが可能になることを期待しています。市職員の福利厚生の関係でも、内縁関係と同等の扱いを見込んでいます。	12月19日 市民説明会
その他	市営住宅関係以外で受けられるようなことはあるのか。	○市として多方面に働きかけていきたいと考えています。他市では公営墓地、職員の慶弔休暇などがあります。このほか、病院や住宅関係の事業者の団体にお願いをしていきます。	12月19日 市民説明会
その他	宣誓をした人のみがメリットを受けられるのか。宣誓をしたいとまでは思わない人でも、サービスを受けることができるのか。	○制度を導入することで、市民、事業者、関係者の理解が深まっていくものと考えているので、制度利用者以外の方にもメリットがあることを期待しています。	12月19日 市民説明会
その他	宣誓書をもらっていない方もサービスを受けられるのか。	○市のパートナーシップ関係の方へのサービスは、宣誓書受理証を持っている方に限られます。民間事業者においても、宣誓書受理証を持っていることにより、対応がスムーズになるのではないかと考えています。	12月19日 市民説明会
その他	宣誓をしないと認めてもらえないと思ってしまうようなことになると残念だと思う。宣誓をすること自体ためらう人がい	○宣誓をしなくても安心して暮らし続けられるのが理想だが難しい現状があります。この制度をつくることで一歩を進めていきたいと考えています。その際	12月19日 市民説明会

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
	る。宣誓をしない人も差別感を持たないようにしないとけないと思う。	に、宣誓に抵抗があるように思われたいようにするために、使いやすい制度にしたいということが議論されました。宣誓書と、公正証書等を出してもらおう2段構えにすることで、宣誓のハードルが高くなく、多くの人に使いやすいものになっていくと考えています。	
その他	パートナーと市内の携帯ショップに家族割ができないかと思い行ったところ、パートナーシップの証明書があればできるが、戸籍上同じ性別だと証明書がないとダメだと言われた。性別が男女であれば住民票でも大丈夫だと言われた。証明書があったらいいと思ったし、早く制度ができるといいと思った。	○おっしゃるとおり、民間企業でもかなりパートナーシップ制度が定着してきています。早く実現できるようにしていきたいと考えています。	12月19日 市民説明会
その他	P14 今後の予定で、来年の2月頃に再度パブリックコメント、市民説明会と書かれているがこれは行うのか。	○男女平等推進審議会の審議の日程です。現在行われているパブリックコメント、市民説明会、職員アンケートの結果を反映して報告書ができるという流れです。	12月21日 市民説明会
その他	パートナーシップ制度を利用した2人が子どもを養育する場合、子どもと戸籍上縁組したパートナーではない方も、子どもに対して責任を持つことを記せる検討をしているか。	○子どもとの関係について言及している自治体は、現状ではありませんが、明石市のパートナーシップ・ファミリーシップ制度が令和3年にスタートします。子どもとの関係性も含めた制度については、慎重に研究したいと思います。	12月21日 市民説明会
その他	ある部分は民法の規定に則っているが、ある部分は民法とは別につくっている。たとえば宣誓は民法には関係なく取り込んでいる。解消時についても、民法上の手続きはとらない。この制度が、婚姻という形をとらない不利益を解消していくのだ、民法ではなくて民法よりもこうしたほうがよい、ということがあればそのことに対する説得的な説明がないと、なんでここは民法を援用してここは違うのかと感じる。関係解消については、解消するにあたって、婚姻に準じて考えて民法を踏まえて検討されるのがいいと思う。 宣誓については、必要要件と書かれていて宣誓書を出してくださいと書かれていると、制度利用のハードルが上がると思う。ハードルを下げる文言にしていくのがよい。	○宣誓については他自治体を踏襲しています。宣誓書ではなく届出書になった場合、どうか検討したいと考えています。 ○民法の規定をスライドしたりそうでなかったりする部分について、パートナーシップ制度の定義の箇所は、婚姻関係と事実上同様の関係性にあるということ表現するときに、それが民法上どのように定義されているかということ前提に書いており、民法の文言に寄せて書いています。婚姻は届出によって婚姻という関係性が成立しますが、パートナーシップについては、制度を利用することでパートナーシップ関係がうまれるわけではなく、パートナーシップ関係があることを前提にそれを届け出ることまわりの市や事業者が対応するというかたちになっています。	12月21日 市民説明会

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
その他	市民説明会は意味のあることだが、本当は市民の皆さんに知ってもらって一緒に考えてもらうアプローチがもっとたくさんあるとよい。	○おっしゃる通りです。「まなこ」特集号の発行、関連映画上映とトークセッション、男女共同参画フォーラムはじめ様々な機会を捉えて意識啓発を進めてきましたが、今後とも継続して取り組むつもりです。また、条例で議案が提出されれば議会でもご議論いただけるということで、なるべく外に向けて発信していきたいと考えています。これが一歩なのでぜひいい制度をつくっていききたいです。	12月21日 市民説明会
その他	論点 1-1 の趣旨説明2つ目「婚姻制度を利用できない又は利用しづらい」、P5 の論点2-2趣旨説明1つ目「婚姻届けを提出することが困難な方」という表現がある。「利用しづらい」や「困難」という表現は適切か。実際に婚姻届を出さないという選択をしている人にとって、リアルな表現なのか。	○P2 と P5 の文言では、想定している場面が異なります。「利用できない」は同性パートナーで婚姻届を出しても不受理になってしまう方、「利用しづらい」は異性間で男女別姓を希望する方たちが、婚姻制度を利用しづらいということを想定しています。「困難」は戸籍上の性に違和を感じている方としていて、それぞれ違う場面を想定しています。	12月21日 市民説明会
その他	「困難」「できない」という否定的な文言ではなく、意思表示の文言がよいというのは現実である。たとえば本人の意向と関係なく性別は生まれながらについているものなので、理不尽な思いをする。また、届出時に自分の意思を曲げないといけないというのは苦痛である。しかし、意思を表明すると個人の勝手であって世の中に合わせろと攻撃されるので、「困難」という言葉を使って理解してもらおう。婉曲的なことだが、当事者にとっては救われる。ただ、どうしてその言葉を使っているか、根拠を用意しておくことは大事であると思う。	○ご意見としてうけたまわります。	12月21日 市民説明会
その他	ここで話すことではないかもしれないが、婚姻制度を変えていくことはやっていけないのか。これだけの流れがあるなら、いろいろな人がいろいろな意見を言っていけばいいと思う。たとえば条文の中に、本来こうするべきだとか意見を入れられないか。	○法律を変えることは難しいと思いますが、市がパートナーシップ制度を導入することで、当事者の方だけでなく社会に幅広く理解が深まっていきます。武蔵野市が手を挙げることで他自治体でも取り組む勢いがついていくその一歩になると考えています。 ○武蔵野市も含めて各自治体がボトムアップしていくことで、本当に必要なことを国も含めて考えていく機会となり、皆さんが暮らしやすくなっていく一歩となっていくようにやっていきたいと考えて	12月21日 市民説明会

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
		います。	
その他	武蔵野市のことを多くの人たちと一緒に考えていけるような流れを作れるとすばらしい。市がなんとかするというより、みんなと一緒に考えて差別等のない武蔵野市をつくっていこう、そのために一緒に考える取組を地道に続けて、30年後があると思っている。武蔵野市として長い目で取り組んで、一緒に考えていく機会をつくっていく提案を審議会でもしてほしい。	○ご意見としてうけたまわります。	12月21日 市民説明会
その他	市内吉祥寺北町に住む者である。武蔵野市パートナーシップ制度にとっても期待している。中間のまとめを読み、アウトティングの禁止など、最近あった事例もふまえてよく練られていると感じた。本来なら民法を改正し国ごと変わってほしいが、自治体が先にすすめていくことも社会の大きな一歩になると思う。武蔵野市がすべての差別に抗い、すべての人が住みやすい街になることをのぞんでやまない。コロナで社会不安も大きい今、当事者のかたたちには切実な問題だと思う。一日も早く成立することを願っている。	○おっしゃる通りであり、制度導入を目指し検討を進めたいと考えています。	パブリック コメント
その他	性別等にかかわらず多様性を認め合う武蔵野市になってほしい。その為にはパートナーシップ制度は絶対必要である。LGBTの人は結婚するしないを選べず、いろいろな不利益を被っている。私の友人で、FTM(女性として生まれたが心が男性)の人がいて、女性のパートナーと10年以上同居しているが、法律上は「友人同士」という形にすぎず生活していく上で一般的な男女の夫婦と違って、いろんな壁があり苦勞があると聞いた。LGBTの人、外国籍の人、障害者など、どんな人でも安心して暮らせる武蔵野市になれるよう、お願いしたい。	○おっしゃる通りであり、制度導入を目指し検討を進めたいと考えています。	パブリック コメント
その他	武蔵野において、パートナーシップ制度導入を検討中と伺った。すでに同様の制度を導入済みの中野区民として、おおいに賛同する。アウトティング禁止、通名可が盛り込まれている点も進化している。すでに電話相談も始まっているとのことで、制度を必要としている方々へ	○おっしゃる通りであり、制度導入を目指し検討を進めたいと考えています。	パブリック コメント

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
	<p>の実効性が高まると感じる。引き続き取組を進めていただけるよう、よろしくお願いしたい。</p>		
<p>その他</p>	<p>制度導入に反対の立場である。 性のあり方についても多様な生き方は尊重されるべきだが、現状の枠組みの中での対応がよいと思う。渋谷区にてパートナーシップ制度導入が議論されたとき、反対の立場の団体ではあるが、インターネット放送「日本文化チャンネル桜」に、同性愛者の方からの手紙で、自由さえ保証されれば、公の制度にする必要はないという意見も届いているそうである。出典：https://www.nicovideo.jp/watch/so25809274 これまでの枠組みの中での、多様な生き方の尊重には賛成だが、一方で新たな制度を作る必要は無いと考えている。</p>	<p>○ご意見としてうけたまわります。</p>	<p>パブリックコメント</p>
<p>その他</p>	<p>子育てをしている戸籍上同性のカップルもいることも踏まえ、親も子も安心して過ごせるよう、パートナー間だけでなく、子どもを含む家族の関係性も合わせて証明できるように今後して頂けたらと思う。 インターネット開設時、契約者と、回線接続の際の立ち会い人が違う時に双方の関係性を尋ねられ、立ち会ったパートナーが突然のことだったのと、ほとんどカミングアウトしていないため、何と言ったらよいかわからず困ったと聞いた。こんな時に、関係性を証明するものがあればと思ったと聞いている。携帯電話の契約時、パートナーシップ証明書がないと家族として契約できないと言われた。今後、どちらかが急な入院となった場合、家族として扱われるかとても不安である上に、パートナーの家族やまわりの人には男女として認識されており、戸籍の性別はカミングアウトしていないため、緊急時に家族として扱われない場合、自分やパートナーがカミングアウトしたいタイミングではない、意図せぬアウトティングにつながってしまう恐れもあ</p>	<p>○子どもを含む関係性については、今後研究したいと考えています。 ○ご意見のとおり、制度をつくっても、市民、事業者、市役所が理解していくことが重要であると認識しています。継続的に啓発のための講座や、職員向けに研修を行っていきます。制度導入が決まった場合には、医療・介護・福祉事業者や企業などに広く周知啓発を行っていくこととなります。</p>	<p>パブリックコメント</p>

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
	<p>る。緊急時に関係性を提示できるものがあると、本当に安心だと思う。</p> <p>また、トランスジェンダーや X ジェンダー当事者の方が、入院時や、介護福祉施設に入る際、男性として入院・入所するのか、女性として入院・入所するのかなど、不安を抱えている方は少なくない。健康保険証の表面に記された性別が、見た目の性別と異なることで、身分証の提示がしづらく緊張する場面もある。</p> <p>このように、どの年代にも性的マイノリティの方がいることや、他の障がいや疾患などを抱える LGBTQ 当事者などダブルマイノリティの方々も踏まえ、パートナーシップ制度をきっかけに、性の多様性そのものや、カミングアウトをする・しないという権利、アウトティングの起こらないような安心安全な環境づくりについても、病院や学校、企業、介護福祉施設や社会福祉施設などに幅広く周知頂き、一緒に考えて頂けたら、大変ありがたい。</p>		
その他	<p>パートナー宣誓した 2 人が子を持つ場合、その子どもを含めた宣誓ができるような制度設計(ファミリーシップ制度など)を要望する。またその場合、子の福祉・権利に配慮した内容となるようお願いしたい(例:法律上の親子関係でない一方にも、「養育者と共に子を監護教育していくこと」を宣誓させる等)。</p>	<p>○パートナーシップ制度は二人の関係を証明するもので、子を含んだ関係性については、今後研究したいと考えています。</p>	パブリックコメント
その他	<p>研究会の場で、パートナーシップ証明が単なるパフォーマンスになっては意味がないという議論があり、証明を受けた人は市営住宅の入居を認めるべきだし、男女の婚姻と同等に扱うべきなので、例えばひとり親の手当とか保育園の入所のポイントとか、ひとり親ならば得られるメリットについても証明を受けた人は対象としないようにすべきだということを研究会で意見として述べた。</p>	<p>○ご意見としてうけたまわります。</p>	多様性の尊重に関する庁内研究会
その他	<p>受理証の提示があったときは夫婦と同様に扱うように、各種事業者へ働きかける予定は。</p>	<p>○制度が決まった場合には、医師会や不動産業などの事業者関係に対しても周知啓発を行っていくこととなります。</p>	職員アンケート
その他	<p>本来は憲法乃至民法に規定されること</p>	<p>○市として多方面に働きかけていきたと考えています。他市では公営住宅</p>	職員アンケート

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
	賛成である。制度の具体的な利益が拡充されることが必要だが、民間も含めて取り組みが必要になる。	の申込み等のほか、公営墓地、職員の慶弔休暇などがあります。	
その他	制度には賛成だが、これによるカップルのメリットは何か。法的な義務や権利の発生はなく、生きづらさの緩和や支援とあるが担保はあるか。市は証明を出すだけで、あとは任意の善意や理解に任せるのか。委員に人権擁護委員を入れる必要はなかったのか。差別をしない市としての姿勢を示すだけで、そのようなまちづくりを積極的に実践しない限り、単に本人たちの意思表示の証明でしかなく、条例で謳うほどの中身はないのではないか。	○本市ではパートナーシップ制度を条例で実施するため、市の基本的なスタンスとして、パートナーシップ制度を推進することになるので、市営住宅の入居申込などが可能になることを期待しています。市職員の福利厚生の関係でも、内縁関係と同等の扱いを見込んでいます。このほか、病院関係、不動産関係者等に制度の周知を図っていきたいと考えます。	職員 アンケート
その他	パートナーシップで得られるメリットは何か。病院などでの手術での同意などは親族に求められることが多く、法的には親族でないパートナーでは同意を断られるケースがある。パートナーの同意について、市内の病院にも協力を得られれば良いと感じる。	○制度を導入することで、市民、事業者、関係者の理解が深まっていくものと考えているので、制度利用者以外の方にもメリットがあるのではないかと考えています。	職員 アンケート
その他	中間のまとめ本編の武蔵野市の現状、(2)武蔵野市男女平等に関する意識調査の実施において、性的マイノリティの人の人権を守るために必要な方策として、①性的マイノリティであっても不利な取り扱いをうけないような法律や制度を整備する(49.8%)、②正しい理解を深めるための教育を学校で行う(50.7%)、③相談・支援体制を充実させる(36.7%)と、①と②が逆転しているのではないかと。	○正しくは②47.2%、③34.8%です。	職員 アンケート
その他	導入に際し、様々な業務の主管課において、児童生徒等の保護者となる対象として認める根拠とするのか？	○パートナーシップ制度は二人の関係を証明するもので、子を含んだ関係性については、今後研究したいと考えます。	職員 アンケート
その他	既に検討済かもしれないが、パートナーシップ制度導入に際して、住民票の続柄をどのように設定するかを東京都や先進自治体の事例を参考に決定をお願いしたい。住民基本台帳法上の続柄ではおそらく同居人とするのか縁故者とするのか。妻・夫まで踏み込むことは難しいのではないかと思料する。	○お見込みのとおり、同居人、若しくはもう一段関係性の深い縁故者になると考えられますが、市民課に判断していただくものと考えています。	職員 アンケート

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
その他	婚姻制度への考え方が変わってきていること、性別等に関わらない強いパートナーシップが存在することなどから、多様性を認め合い尊重し合う社会に向けた行政の柔軟な対応は必要だと思う。武蔵野市パートナーシップ制度導入検討に賛成する。	○ご意見としてうけたまわります。	職員 アンケート
その他	男女平等と性的マイノリティの問題は別問題と思う。すべての人がいきいきと暮らせる社会には賛成。性的マイノリティに焦点が当たっているが配偶者が死亡して独り身となった高齢者の恋愛事情にも活用できるのではないか(相続の問題等で子から反対され結婚できない高齢者カップル)。解消を想定している死亡・転出の届出は市民課市政センターでの問合せが予想される。電話をつなぐかチラシを渡すか対応が決まっていると安心。	○武蔵野市男女平等の推進に関する条例は、「性別等」という文言で性の多様性を踏まえた成り立ちです。 ○性別等に関わらず、より幅広い対象者が制度を利用できると考えています。 ○チラシ等、当該課の負担にならない方法を検討したいと考えています。	職員 アンケート
その他	制度的・実質的な意味では、特に効果がないことを積極的に行う必要があるのか。他自治体の例を見ても、人権啓発等に資するという結果は得られていない。やるならば有効性を持たせるよう制度設計を市独自にすべき。	○ご意見としてうけたまわります。	職員 アンケート
その他	制度導入はとても良いことだと考える。今後、宣誓をした方々の情報をどのように取り扱い、業務運用していくのかの整理が必要と考える。(窓口系部署で情報の共有が必要なかどうか/システムで取り扱っていくのかどうか、等)	○センシティブ情報であり、情報の共有化、システム化は考えていません。	職員 アンケート
その他	武蔵野市パートナーシップ制度導入することで、パートナーの選択も広がるのではないかと感じた。	○ご意見のとおり、より幅広い対象者が制度を利用することができるように、審議会でも議論されました。	職員 アンケート
その他	性的マイノリティであっても不利な扱いを受けないような法律や制度を整備し、正しい理解を深めるための教育を学校で行うとともに相談・支援体制を充実させて性的マイノリティの人の人権を守ることが必要だと感じた。	○ご意見としてうけたまわります。	職員 アンケート
その他	同性間で婚姻に値するパートナーシップ制度が社会に浸透していくことで、市内だけでなく全国的にも法的に整備されるような動きがあることを期待している。	○市がパートナーシップ制度を導入することは重要で、当事者の方だけでなく幅広く理解が深まっていきます。武蔵野市が手を挙げることで他自治体でも取	職員 アンケート

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
その他	他の制度も同じくだが、パートナーシップ制度も他の自治体との差があまり無いように、全国的に進められると良いと思う。全国どこにいても、生涯にわたりいきいきと暮らせるようになると良い。	り組む勢いがついていきます。その一歩になると考えています。 ○武蔵野市も含めて各自治体がボトムアップしていくことで、本当に必要なことを国も含めて考えていく機会となり、皆さんが暮らしやすくなっていく一歩となっていくようにやっていきたいと考えています。	職員アンケート
その他	苦しんだり困ったりされている方々が安心して暮らしていけるよう、これをしっかりとまとめあげていかないと、と思う。法の整備はまだ追いついていないが、それを待っていたら前に進めない。本市が他市をリードする立場になっていければいいと思う。		職員アンケート
その他	パートナーシップ制度は今の時代、全ての都道府県、市区町村で認めるべき制度だと思う。パートナーシップ制度があるからこの地域に引っ越してきたという話も聞く。23区では進んでいるようだが、多摩地域でもこのような取り組みが進むと良いと思う。		職員アンケート
その他	他区市ですでに実施されているように、本市でも必要なものだと思う。		職員アンケート
その他	特にこのことに対する関心がない。逆にこのことにより今日までの中に言葉も含めた制約が危惧される。	○ご意見としてうけたまわります。	職員アンケート
その他	中間報告書概要版にあるに、パートナーシップは大変必要かつ重要な方向性と思う。皆が意識共有して取り組むことが今後の喫緊の課題と共感した。	○おっしゃる通りです。「まなこ」特集号の発刊、関連映画上映とトークセッション、男女共同参画フォーラムはじめ様々な機会を捉えて意識啓発を進めてきましたが、今後とも継続して取り組むつもりです。また、条例で議案が提出されれば議会でもご議論いただけるということで、なるべく外に向けて発信していきたいと考えています。これが一歩なのでぜひいい制度をつくっていききたいと考えています。	職員アンケート
その他	ぜひ実現してほしいと思う。交付費用が不要というのも素晴らしいと思う。	○おっしゃるとおり、早く実現できるようにしていきたいと考えます。	職員アンケート
その他	良いことだと思う。是非導入してほしい。	○おっしゃるとおり、早く実現できるようにしていきたいと考えます。	職員アンケート
その他	制度としての決め事など、困難も多いと思われるが、是非実現を目指して推進して欲しい。	○おっしゃるとおり、早く実現できるようにしていきたいと考えます。	職員アンケート
その他	同性異性を問わないひとりの人間として認め合う社会及び仕組みが理想であり、妨げる障害はできる限り取り除いていきたいと考えている。	○ご意見としてうけたまわります。	職員アンケート

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
その他	もっと早く取り組むべきだったと思う。人権に係る部分も多々あると思う。慎重な対応を。そして生きているすべての人達への平等性を願いたい。	○ご意見としてうけたまわります。	職員 アンケート
その他	私は1年間海外に住んだ経験があり、友人の中にも同性愛者がいるくらい全く隠すという文化がないことに驚いた反面、同性愛者の人たちも自身に素直に生き生きしていると思う。日本も近年は広く認められてきていると思うが、少なからず隠している人も多いと思う。すべての人が窮屈にならないようにも、良い取り組みだと思う。	○ご意見としてうけたまわります。	職員 アンケート
その他	娘の友達で、ゲイのカップル(外国人)が遊びに来たことがある。私達家族は、自然に受け入れた。外国人に比べて、日本人のカップルには、なかなか出会えない。それは、社会が受け入れに違和感を持っているのかなと感じる。自然に生活できる一助になればと思う。	○ご意見としてうけたまわります。	職員 アンケート
その他	世の中、いろいろ変わるときだと思っている。この取り組みは必要だと思う。武蔵野市には、子育てのために10年程前から住んでいる。ゆったりとした落ち着いたまち、ご高齢の方から、子どもまで住み心地がとても良いまちである。歴史や緑あるこのまちが、現在、未来に向け、新しい取り組みをしていくことは必要だと思う。	○ご意見としてうけたまわります。	職員 アンケート
その他	たくさんの方が、働きやすい環境としていただければと考えている。	○ご意見としてうけたまわります。	職員 アンケート
その他	時代の変化にあったものだと思う。	○ご意見としてうけたまわります。	職員 アンケート
その他	私は個人的に同性婚には賛成しているが、国の法律レベルで全国的に制度を整備するべきで、市レベルで独自におこなうことには反対である。かえって誤解や混乱を招きかねないと危惧するからである。	○法律を変えること難しいと思いますが、市がパートナーシップ制度を導入することで、当事者の方だけでなく社会に幅広く理解が深まっていきます。武蔵野市が手を挙げることで他自治体でも取り組む勢いがついていきます。その一歩になると考えています。	職員 アンケート
その他	性別によらず、パートナーと法律上も一緒に暮らしていける安心感・充実感を市民の方に差し上げられる。	○武蔵野市も含めて各自治体がボトムアップしていくことで、本当に必要なことを国も含めて考えていく機会となり、皆さんが暮らしやすくなっていく一歩とな	職員 アンケート

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
		っていくようにやっていきたいと考えています。	

5 他自治体におけるパートナーシップ制度導入状況

- ・パートナーシップ制度を導入している自治体は、全国で74自治体(令和3年1月8日時点)。
- ・都道府県別にみると、パートナーシップ制度を導入している自治体が最も多いのは東京都で10自治体。
- ・日本の人口(127,138,033人(令和2年1月1日時点))のうち、パートナーシップ制度を導入している自治体の人口の合計は、42,534,823人(令和2年1月1日時点)で、全体の33.5%の人が、パートナーシップ制度を利用できる状況である。

パートナーシップ制度導入自治体一覧(令和3年1月8日時点)

No.	開始時期	自治体名	根拠規定		人口※2 (令和2年1月1日時点)	交付件数※3 (令和2年12月31日時点)
			条例	要綱		
1	平成27年11月	渋谷区(東京都)	○		229,671人	55組
2	平成27年11月	世田谷区(東京都)		○	917,486人	135組
3	平成28年4月	伊賀市(三重県)		○	91,230人	5組
4	平成28年6月	宝塚市(兵庫県)		○	234,044人	10組
5	平成28年7月	那覇市(沖縄県)		○	322,011人	33組
6	平成29年6月	札幌市(北海道)		○	1,959,313人	110組
7	平成30年4月	福岡市(福岡県)		○	1,554,229人	84組
8	平成30年7月	大阪市(大阪府)		○	2,730,420人	269組
9	平成30年8月	中野区(東京都)		○	335,234人	66組
10	平成31年1月	大泉町(群馬県)		○	41,987人	1組
11	平成31年1月	千葉市(千葉県)		○	972,516人	82組
12	平成31年4月	堺市(大阪府)		○	834,787人	26組
13	平成31年4月	熊本市(熊本県)		○	733,721人	7組
14	平成31年4月	府中市(東京都)		○	260,232人	9組
15	平成31年4月	横須賀市(神奈川県)		○	401,050人	22組
16	平成31年4月	総社市(岡山県)	○		69,338人	2組
17	平成31年4月	小田原市(神奈川県)		○	190,580人	6組
18	平成31年4月	枚方市(大阪府)		○	401,074人	13組
19	平成31年4月	江戸川区(東京都)		○	700,079人	20組
20	平成31年4月	豊島区(東京都)	○		290,246人	33組
21	令和元年6月	鹿沼市(栃木県)		○	97,288人	2組
22	令和元年6月	宮崎市(宮崎県)		○	402,632人	13組
23	令和元年7月	茨城県		○	2,921,436人	36組
24	令和元年7月	北九州市(福岡県)		○	950,602人	13組
25	令和元年9月	西尾市(愛知県)		○	172,350人	0組
26	令和元年9月	長崎市(長崎県)		○	416,405人	7組
27	令和元年10月	三田市(兵庫県)		○	111,934人	3組
28	令和元年11月	交野市(大阪府)		○	77,632人	1組
29	令和元年12月	大東市(大阪府)		○	120,285人	1組
30	令和元年12月	横浜市(神奈川県)		○	3,754,772人	135組
31	令和元年12月	鎌倉市(神奈川県)		○	176,408人	6組
32	令和2年1月	三豊市(香川県)		○	65,239人	3組
33	令和2年1月	尼崎市(兵庫県)		○	463,262人	15組
34	令和2年1月	大阪府		○	8,849,635人	58組
35	令和2年4月	さいたま市(埼玉県)		○	1,314,145人	21組
36	令和2年4月	港区(東京都)	○		260,379人	11組

37	令和2年4月	文京区(東京都)		○	226,114人	6組	
38	令和2年4月	逗子市(神奈川県)		○	59,525人	4組	
39	令和2年4月	相模原市(神奈川県)		○※1	718,300人	15組	
40	令和2年4月	新潟市(新潟県)		○	788,465人	7組	
41	令和2年4月	浜松市(静岡県)		○	802,527人	26組	
42	令和2年4月	大和郡山市(奈良県)		○	85,871人	0組	
43	令和2年4月	奈良市(奈良県)		○	356,027人	3組	
44	令和2年4月	高松市(香川県)		○	427,131人	8組	
45	令和2年4月	徳島市(徳島県)		○	253,054人	5組	
46	令和2年4月	古賀市(福岡県)		○	59,522人	2組	
47	令和2年4月	木城町(宮崎県)		○	5,181人	0組	
48	令和2年5月	豊明市(愛知県)		○	69,009人	1組	
49	令和2年5月	川越市(埼玉県)		○	353,301人	12組	
50	令和2年5月	伊丹市(兵庫県)		○	203,539人	2組	
51	令和2年5月	芦屋市(兵庫県)		○	95,775人	2組	
52	令和2年7月	岡山市(岡山県)		○	708,973人	6組	
53	令和2年7月	川崎市(神奈川県)		○	1,514,299人	30組	
54	令和2年7月	葉山町(神奈川県)		○	32,994人	4組	
55	令和2年7月	いなべ市(三重県)	○		45,713人	0組	
56	令和2年7月	富田林市(大阪府)		○	111,033人	2組	
57	令和2年8月	川西市(兵庫県)		○	157,432人	2組	
58	令和2年9月	京都市(京都府)		○	1,409,702人	48組	
59	令和2年9月	貝塚市(大阪府)		○	86,276人	2組	
60	令和2年10月	坂戸市(埼玉県)		○	101,026人	1組	
61	令和2年10月	小金井市(東京都)		○	122,306人	1組	
62	令和2年11月	北本市(埼玉県)		○	66,171人	0組	
63	令和2年11月	栃木市(栃木県)		○	159,951人	1組	
64	令和2年11月	松戸市(千葉県)		○	498,473人	8組	
65	令和2年11月	国分寺市(東京都)		○	125,170人	1組	
66	令和2年12月	鴻巣市(埼玉県)		○	118,395人	1組	
67	令和2年12月	弘前市(青森県)		○	170,212人	0組	
68	令和2年12月	群馬県		○	1,969,439人	3組	
69	令和2年12月	渋川市(群馬県)		○	76,853人	0組	
70	令和3年1月	三浦市(神奈川県)		○	43,036人	—※5	
71	令和3年1月	吉野川市(徳島県)		○	40,775人	—※5	
72	令和3年1月	東かがわ市(香川県)		○	30,212人	—※5	
73	令和3年1月	広島市(広島県)		○	1,195,775人	—※5	
74	令和3年1月	明石市(兵庫県)		○	303,961人	—※5	
合計				5件	69件	42,534,823人※4	1,516組

※1 規則で定めている。

※2 住民基本台帳人口(令和2年1月1日時点)

※3 交付件数の出典「(c) 渋谷区・認定NPO法人虹色ダイバーシティ 2020」

※4 総人口は、大阪府内でパートナーシップ制度を導入している自治体(大阪市、堺市、貝塚市、枚方市、富田林市、大東市、交野市)と群馬県内でパートナーシップ制度を導入している自治体(大泉町、渋川市)の人口を除いた人数

※5 制度開始が令和3年1月1日以降(「渋谷区・虹色ダイバーシティ 全国パートナーシップ制度共同調査」(令和2年12月31日時点))のため、「-」で記載している。

6 他自治体とのパートナーシップ制度比較

No.	自治体名	制度名	届出書類 の名称	対象者 ※1	「ア ウ テ ィ ン グ」 の 規 定 の 有 無 ○:有 -:無	市 内 住 所 要 件 (人 数) (転 入 予 定 含 む)	同 居 件 の 記 載 有 無 ○:有 -:無	届出			保存 期 間
								場 所 ※2	予 約 の 有 無	届 出 時 の 人 数	
1	渋谷区 (東京都)	渋谷区パート ナーシップ証 明	-	A	-	双方	-	B 住 民 戸 籍 課	無	2人	-
2	世田谷区 (東京都)	同性パート ナーシップ宣 誓	パートナ ーシ ッ プ 宣 誓 書	B	-	双方	-	A	有	2人	10年
3	伊賀市 (三重県)	伊賀市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ ーシ ッ プ 宣 誓 書	B	-	双方	-	A	有	2人	-
4	宝塚市 (兵庫県)	宝塚市パート ナーシップの 宣誓制度	パートナ ーシ ッ プ 宣 誓 書	B	-	双方	○	A	有	2人	-
5	那覇市 (沖縄県)	那覇市パート ナーシップ登 録制度	那覇市パート ナーシ ッ プ 登 録 申 請 書	A	-	双方	-	A	有	2人	-
6	札幌市 (北海道)	札幌市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ ーシ ッ プ の 宣 誓 書	B	-	双方	-	A	有	2人	10年
7	福岡市 (福岡県)	福岡市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ ーシ ッ プ 宣 誓 書	B	-	双方	-	A	有	2人	-
8	大阪市 (大阪府)	大阪市パート ナーシップ宣 誓証明制度	パートナ ーシ ッ プ 宣 誓 書	B	-	一 方 で も 可	-	A	有	2人	-
9	中野区(東 京都)	中野区パート ナーシップ宣 誓	パートナ ーシ ッ プ 宣 誓 書	A	-	双方	○	A	有	2人	-
10	大泉町 (群馬県)	大泉町パート ナーシップ制 度	パートナ ーシ ッ プ 宣 誓 書	B	-	双方	-	A	有	2人	-
11	千葉市 (千葉県)	千葉市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ ーシ ッ プ 宣 誓 書	C	-	双方	○	A	有	2人	30年
12	堺市 (大阪府)	堺市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ ーシ ッ プ 宣 誓 書	B	-	一 方 で も 可	-	A	有	2人	-
13	熊本市 (熊本県)	熊本市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ ーシ ッ プ 宣 誓 書	B	-	一 方 で も 可	-	A	有	2人	10年
14	府中市 (東京都)	府中市パート ナーシップ宣 誓制度	宣誓書	B	-	双方	○	A	有	2人	-
15	横須賀市 (神奈川県)	横須賀市パ ートナーシ ッ	パートナ ーシ ッ プ 宣 誓	C	-	双方	-	A	有	2人	-

※1 A:戸籍上の性別が同一である
B:一方又は双方が性的マイノリティである(戸籍上の異性間含む)
C:性的指向・性自認を問わない(戸籍上の異性間含む)

※2 A:主管課 B:主管課以外の場所

No.	自治体名	制度名	届出書類 の名称	対象者 ※1	「ア ウ テ ィ ン グ」 の 規 定 の 有 無 ○:有 -:無	市 内 住 所 件 (人 数) (転 入 予 定 含 む)	同 居 件 の 記 載 有 無 ○:有 -:無	届出			保存 期 間
								場 所 ※2	予 約 の 有 無	届 出 時 の 人 数	
		プ宣誓証明 制度	書								
16	総社市 (岡山県)	総社市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ ーシップ宣 誓書	B	○	双方	-	A	有	2人	-
17	小田原市 (神奈川県)	小田原市パ ートナーシッ プ登録制度	パートナ ーシップ登 録申請書	B	-	双方	○	A	有	2人	30年
18	枚方市 (大阪府)	枚方市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ ーシップ宣 誓書	B	-	一方 でも 可	-	A	有	2人	7年
19	江戸川区 (東京都)	江戸川区同 性パートナ ー関係申出書 等の取扱い	同性パート ナー関係申 出書	A	-	双方	○	A	有	2人	10年
20	豊島区 (東京都)	豊島区パート ナーシップ制 度	パートナ ーシ ップ届	B	○	双方	-	A	有	2人	-
21	鹿沼市 (栃木県)	鹿沼市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ ーシ ップ宣 誓書	A	-	双方	○	A	有	2人	長期
22	宮崎市 (宮崎県)	宮崎市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ ーシ ップ宣 誓書	B	-	一方 でも 可	-	A	有	2人	30年
23	茨城県	いばらきパ ートナーシ ップ宣 誓制度	いばらきパ ートナーシ ップ宣 誓	B	-	双方 が県 内	-	A	有	1人 でも 可	10年
24	北九州市 (福岡県)	北九州市パ ートナーシ ップ宣 誓制度	パートナ ーシ ップ宣 誓書	B	-	双方	○	A	有	2人	10年 ※3
25	西尾市 (愛知県)	西尾市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ ーシ ップ宣 誓書	B	-	双方	-	A	有	2人	-
26	長崎市 (長崎県)	長崎市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ ーシ ップ宣 誓書	B	-	双方	-	A	有	2人	-
27	三田市 (兵庫県)	三田市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ ーシ ップ宣 誓書	A	-	双方	-	A	無	郵送 でも 可	-
28	交野市 (大阪府)	交野市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ ーシ ップ宣 誓書	B	-	一方 でも 可	-	A	有	2人	10年
29	大東市 (大阪府)	大東市パート ナーシップ宣 誓制度	大東市パ ートナーシ ップ宣 誓書	B	-	双方	-	A	有	2人	10年
30	横浜市 (神奈川県)	横浜市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ ーシ ップ宣 誓書	C	-	双方	-	A	有	2人	5年
31	鎌倉市 (神奈川県)	鎌倉市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ ーシ ップ宣 誓書	C	-	双方	○	A	有	2人	30年
32	三豊市	三豊市パート	パートナ	B	-	双方	-	A	有	2人	20年

※3 市長は、再交付申請書の提出があったときは、宣誓書が提出されてから10年の間は、受領証を再交付するものとする。

No.	自治体名	制度名	届出書類 の名称	対象者 ※1	「ア ウ テ ィ ン グ」 の 規 定 の 有 無 ○:有 -:無	市 内 住 所 件 (人 数) (転 入 定 む)	同 居 件 の 記 載 有 無 ○:有 -:無	届出			保存 期 間
								場 所 ※2	予 約 の 有 無	届 出 時 の 人 数	
	(香川県)	ナーシップ宣 誓制度	シップ宣誓 書								
33	尼崎市 (兵庫県)	尼崎市パート ナーシップ宣 誓制度	尼崎市パート ナーシップ宣 誓書	B	-	一方 でも 可	-	A	無	郵 送 で も 可	保 存 期 間 を 定 め ず に 保 存
34	大阪府	大阪府パート ナーシップ宣 誓証明制度	パートナ シップ宣 誓書	B	-	一方 でも 可	-	A	有	2人	-
35	さいたま市 (埼玉県)	さいたま市パ ートナーシ ップ宣 誓制度	パートナ シップ宣 誓書	B	-	双方	-	A	有	2人	-
36	港区 (東京都)	みなとマリア ージュ制度	宣誓書	B	○	双方	-	A	有	2人	-
37	文京区(東 京都)	文京区パート ナーシップ宣 誓制度	文京区パート ナーシ ップ宣 誓書	A※4	-	双方	-	A	有	2人	10年
38	逗子市 (神奈川県)	逗子市パート ナーシップ宣 誓制度	逗子市パート ナーシ ップ宣 誓書	C	-	双方	-	A	有	2人	-
39	相模原市 (神奈川県)	相模原市パ ートナーシ ップ宣 誓制度	パートナ シップ宣 誓書	B	-	双方	-	A	有	2人	-
40	新潟市 (新潟県)	新潟市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ シップ宣 誓書	B	○	双方	-	A	有	2人	-
41	浜松市 (静岡県)	浜松市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ シップ宣 誓書	C	-	一方 でも 可	-	A	有	2人	-
42	大和郡山市 (奈良県)	大和郡山市 パートナ シップ宣 誓制度	パートナ シップ宣 誓書	B	-	双方	-	A	有	2人	10年
43	奈良市 (奈良県)	奈良市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ シップ宣 誓書	B	-	双方	-	A	有	2人	-
44	高松市 (香川県)	高松市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ シップ宣 誓書	B	-	双方	-	A	有	2人	-
45	徳島市 (徳島県)	徳島市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ シップ宣 誓書	B	-	双方	-	A	有	2人	-
46	古賀市 (福岡県)	古賀市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ シップ宣 誓書	C	-	一方 でも 可	-	A	有	2人	-
47	木城町 (宮崎県)	木城町パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ シップ宣 誓書	B	-	一方 でも 可	-	A	有	2人	パ ー ト ナ ー シ ッ プ が 継

※4 戸籍上の性別が同じである二人を原則としているが、性のあり方は多様であることから、戸籍上は異性であっても、性自認が同じである二人も宣誓の対象としている。

No.	自治体名	制度名	届出書類 の名称	対象者 ※1	「ア ウ テ ィ ン グ」 の 規 定 の 有 無 ○:有 -:無	市 内 住 所 要 件 (人 数) (転 入 定 む)	同 居 件 の 記 載 有 無 ○:有 -:無	届出			保存 期 間
								場 所 ※2	予 約 の 有 無	届 出 時 の 人 数	
											続 し て い る 限 り
48	豊明市 (愛知県)	豊明市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ ーシップ宣 誓書	C	-	双方	-	A	有	2人	-
49	川越市 (埼玉県)	川越市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ ーシップ宣 誓書	A	-	双方	-	A	有	2人	10年
50	伊丹市 (兵庫県)	伊丹市同性 パートナーシ ップ宣誓制度	同性パート ナーシップ 宣誓書	B	-	双方	-	A	無	2人	-
51	芦屋市 (兵庫県)	芦屋市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ ーシップ宣 誓書	B	-	双方	-	A	有	2人	-
52	岡山市 (岡山県)	岡山市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ ーシップ宣 誓書	B	-	双方	-	A	有	2人	長期
53	川崎市 (神奈川県)	川崎市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ ーシップ宣 誓書	B	-	双方	-	A	有	2人	30年
54	葉山町(神 奈川県)	葉山町パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ ーシップ宣 誓書	C	-	双方	-	A	有	2人	-
55	いなべ市 (三重県)	いなべ市パート ナーシップ 宣誓制度	パートナ ーシップ宣 誓書	B	○	双方	-	A	有	2人	5年
56	富田林市 (大阪府)	富田林市パ ートナーシ ップ宣誓制度	パートナ ーシップ宣 誓書	B	-	一方 でも 可	-	A	有	2人	-
57	川西市 (兵庫県)	川西市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ ーシップ宣 誓書	B	-	一方 でも 可	-	A	有	郵送 でも 可	-
58	京都市 (京都府)	京都市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ ーシップ宣 誓書	B	-	一方 でも 可	-	A	有	2人	10年
59	貝塚市 (大阪府)	貝塚市パート ナーシップ宣 誓制度	貝塚市パ ートナーシ ップ宣誓書	B	-	一方 でも 可	-	A	有	2人	-
60	坂戸市 (埼玉県)	坂戸市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ ーシップ宣 誓書	B	-	双方	-	A	有	2人	-
61	小金井市 (東京都)	小金井市パ ートナーシ ップ宣誓制度	パートナ ーシップ宣 誓書	B	-	双方	-	A	有	2人	-
62	北本市 (埼玉県)	北本市パート ナーシップ宣 誓制度	北本市パ ートナーシ ップ宣誓書	B	-	双方	-	A	有	2人	30年
63	栃木市 (栃木県)	栃木市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ ーシップ宣 誓書	B	-	双方	○	A	有	2人	30年
64	松戸市 (千葉県)	松戸市パート ナーシップ宣 誓制度	パートナ ーシップ宣 誓書	C	-	一方 でも	-	A	有	2人	30年

No.	自治体名	制度名	届出書類 の名称	対象者 ※1	「ア ウ テ ィ ン グ」 の 規 定 の 有 無 ○:有 -:無	市内 住所 要件 (人 数) (転 入 定 む)	同居 要件 の 記 載 有 無 ○:有 -:無	届出			保存 期間
								場所 ※2	予 約 の 有 無	届 出 時 の 人 数	
		誓制度	書			可					
65	国分寺市 (東京都)	国分寺市パ ートナーシ ップ制度	パートナ ーシ ップ宣 誓 書	B	-	一 方 で も 可	-	A	有	2人	-
66	鴻巣市 (埼玉県)	鴻巣市パート ナーシ ップ宣 誓 制度	パートナ ーシ ップ宣 誓 書	C	-	双 方	○	A	有	2人	-
67	弘前市 (青森県)	弘前市パート ナーシ ップ宣 誓 制度	弘前市パート ナーシ ップ宣 誓 書	C	-	双 方	-	A	有	2人	-
68	群馬県	ぐんまパート ナーシ ップ宣 誓 制度	ぐんまパート ナーシ ップ宣 誓 書	B	-	双 方	-	A	有	2人	10年
69	渋川市 (群馬県)	渋川市パート ナーシ ップ宣 誓 制度	渋川市パート ナーシ ップ宣 誓 書	B	-	双 方	-	B 環 境 部 市 民 課	有	2人	-
70	三浦市 (神奈川県)	三浦市パート ナーシ ップ宣 誓 制度	パートナ ーシ ップ宣 誓 書	C	-	双 方	-	A	有	2人	-
71	吉野川市 (徳島県)	吉野川市パ ートナーシ ップ宣 誓 制度	パートナ ーシ ップ宣 誓 書	B	-	双 方	-	A	有	2人	-
72	東かがわ市 (香川県)	パートナ ーシ ップ宣 誓 制度	パートナ ーシ ップ宣 誓 書	B	-	双 方	-	A	有	2人	-
73	広島市 (広島県)	広島市パート ナーシ ップ宣 誓 制度	パートナ ーシ ップ宣 誓 書	B	-	双 方	-	A	有	2人	-
74	明石市 (兵庫県)	明石市パート ナーシ ップ・フ ァミリーシ ップ 制度	パートナ ーシ ップ宣 誓 書	C	-	一 方 で も 可	-	A	有	2人	30年

7 武蔵野市男女平等の推進に関する条例

平成29年3月22日条例第1号

武蔵野市男女平等の推進に関する条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女平等の推進に関する基本的施策(第9条—第21条)

第3章 男女平等推進審議会(第22条)

第4章 男女平等に関する施策等に係る苦情の処理(第23条・第24条)

第5章 雑則(第25条)

付則

我が国においては、個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法でうたわれ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に基づく国際社会における取組とも連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。なかでも、男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題と位置づけられている。

本市においても、昭和60年に婦人問題懇談会を設置し、以来「武蔵野市女性行動計画」をはじめ数次にわたる男女共同参画計画を策定し、総合的かつ計画的に男女平等を推進するための施策に取り組んできた。

また、都市文化や市民活動及び事業活動の持ち味を生かし、一人ひとりを大切に自治と連携のまちづくりを推進してきた。なかでも、昭和50年代における吉祥寺の環境浄化運動のさがけとなる活動、平成10年以降の男女共同参画を推進する拠点施設の運営などにおいて、女性が積極的な役割を担ってきた経緯がある。

しかしながら、今なお、性別等による固定的な役割分担の意識、当該役割分担が反映された社会的慣行、性別等に起因する暴力、政策等への参画格差、賃金格差、教育格差等、多くの課題が残されている。少子高齢化、グローバル化、情報化などの変化が加速度的に進み、生き方や働き方が多様化する現代社会にあって、こうした課題は、生きがいを実感できる社会や活力ある社会の構築を阻害する要因となるものであり、課題解決のためには、教育や学習を含めた男女平等を推進するための様々な取組が必要である。

全ての人が、互いの人権を尊重し、多様な性の在り方に関する理解を深めることで、性別等にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会を実現し、次世代につないでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等の推進について、基本理念を定め、武蔵野市(以下「市」という。)、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって男女平等社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性別等 男女の別だけではない多様な性の在り方(性自認(自らの性別に関する認識をいう。))及び性的指向(恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向をいう。))を含む。をいう。
- (2) 男女平等 全ての人が、性別等にかかわらず、その人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を分かち合うことができることをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有し、市内の学校に在学し、市内の事務所若しくは事業所に勤務し、又は市内において活動する個人をいう。
- (4) 事業者等 営利と非営利とを問わず、市内において活動を行う法人その他の団体及び市内において事業活動を行う個人をいう。
- (5) 性別等による差別的取扱い 次に掲げる取扱いをいう。
 - ア 性別等を理由とする直接的かつ不合理な取扱い
 - イ 直接に差別的な条件、待遇差等を設けていないが、性別等による著しい不利益を被るおそれがある基準、

慣行等を適用する取扱い

(6) 親密な関係における暴力等 次に掲げる行為をいう。

ア ドメスティック・バイオレンス(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力及び交際の相手方その他親密な関係にあり、若しくは親密な関係にあった者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)

イ ストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第3項に規定するストーカー行為をいう。)

(7) 性に関するハラスメント 相手の意思に反する性的な発言、行動等が、相手又は周囲の者に対し不快感を与え、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。

(8) リプロダクティブ・ヘルス 人間の生殖システム並びにその機能及び活動過程の全ての側面において、単に疾病又は障害がないだけでなく、身体的、精神的及び社会的に完全に良好な状態であることをいう。

(9) セクシュアル・ライツ 性に関することを自ら管理し、自由に、かつ、責任をもって決定でき、そのための情報及び手段を得ることができる基本的権利をいう。

(10) メディア・リテラシー 新聞、テレビ、インターネットその他のメディアが伝える様々な情報を批判的に読み解き、主体的に取捨選択して活用する能力及び当該メディアを適切に選択して自ら情報を発信する能力をいう。

(11) ポジティブ・アクション 性別等による格差を改善し、実質的な男女平等社会を実現するための積極的な措置をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者等は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)に基づいて、男女平等社会の実現に向けた取組を推進するものとする。

(1) 全ての人が、性犯罪、親密な関係における暴力等その他の性別等に起因する暴力(以下単に「性別等に起因する暴力」という。)、性別等による差別的取扱い、性に関するハラスメントその他の性別等に起因する人権侵害(以下単に「性別等に起因する人権侵害」という。)を受けることなく、個人として尊重されること。

(2) 全ての人が、性別等による固定的な役割分担の意識並びに当該役割分担が反映された社会的な制度及び慣行にとらわれることなく、個人の能力及び個性を發揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。

(3) 全ての人が、性別等にかかわらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定への平等な参画を確保されること。

(4) 全ての人が、性別等にかかわらず、それぞれの協力及び社会の支援の下に、家庭生活における活動と地域及び仕事の場における活動との調和のとれた生活を営むことができること。

(5) 全ての人が、それぞれの性を理解し、及び尊重し合うとともに、リプロダクティブ・ヘルスに関する権利及びセクシュアル・ライツを認め合い、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。

(6) 全ての人が、国際社会及び国内における男女平等に係る取組を積極的に理解し、推進することができること。

(7) 性別等に起因する困難を有する者だけでなく、知的又は精神的な障害があること等に加えて当該困難を有することで複合的に困難な状況にある者への支援が行われるとともに、これらの者が安心して暮らせる環境の整備に向けた取組が行われること。

(8) 保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育及び学習の場において、男女平等社会を支える意識及び態度の形成に向けた取組が行われること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、男女平等の推進にあたっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協働するものとする。

3 市は、率先して男女平等の推進に取り組むとともに、市民及び事業者等の模範となるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女平等に対する理解を深め、家庭、学校、地域、仕事の場その他の社会のあ

らゆる場において、男女平等を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女平等を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その活動において男女平等を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 事業者等は、市が実施する男女平等を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(禁止事項)

第7条 市及び事業者等は、その事業及び活動において性別等による差別的取扱いを行い、又はその職場等において性に関するハラスメントを行わせてはならない。

2 市民は、性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。

(公表される情報への配慮等)

第8条 市、市民及び事業者等は、情報を公表する際には、性別等による差別的取扱い若しくは性別等による固定的な役割分担の意識を助長し、若しくは是認させ、又は性別等に起因する暴力を誘発することのないよう配慮するものとする。

第2章 男女平等の推進に関する基本的施策

(男女平等推進計画の策定)

第9条 市長は、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するため、武蔵野市男女平等推進計画(男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定により市が策定する計画をいう。以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、推進計画の策定又は変更にあたっては、武蔵野市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)に諮問するものとする。

3 市長は、推進計画の策定又は変更にあたっては、市民及び事業者等の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

4 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(推進計画の年次報告)

第10条 市長は、推進計画の実施状況について、年次報告を作成し、審議会の評価及び意見を添えて、これを公表するものとする。

(推進体制等)

第11条 市は、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるものとする。

第12条 市は、武蔵野市立男女平等推進センター条例(平成27年12月武蔵野市条例第63号)第1条に規定する武蔵野市立男女平等推進センター(以下「センター」という。)を、男女平等を推進するための拠点とする。

2 市は、センターにおいて、男女平等に関する相談への対応を行うほか、男女平等を推進するための事業を行うものとする。

3 市は、センターのほか、男女平等に関する相談のうち、性別等に起因する暴力に関するものを受け取るための窓口を設置する。

4 市は、前2項に規定する相談を受けたときは、必要に応じて関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女平等を推進する施策の策定及び変更に必要な調査研究を行うものとする。

(啓発、普及及び広報)

第14条 市は、市民及び事業者等に対して、男女平等の推進に必要な啓発、普及及び広報活動を実施するものとする。

2 市は、市民及び事業者等に対して、男女平等に関して、メディア・リテラシーの向上が図られるよう、必要な支援を行うものとする。

(市民及び事業者等の活動に対する支援)

第15条 市は、男女平等の推進に関する活動を行う市民及び事業者等に対し、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(性別等に起因する暴力の根絶及び被害者への支援)

第16条 市は、家庭、学校、地域、仕事の場その他の社会のあらゆる場における性別等に起因する暴力の根絶に向けて必要な措置を講ずるとともに、性別等に起因する暴力により被害を受けた者に対し、必要な支援を行うものとする。

(家庭生活と社会生活との調和)

第17条 市は、全ての人が、性別等にかかわらず、家庭生活における活動と地域及び仕事の場における活動との調和のとれた生活を営みながら、多様な生き方を選択し、実現できるよう必要な支援を行うものとする。

(セクシュアル・ライツへの配慮及びリプロダクティブ・ヘルスに関する支援)

第18条 市は、市民のセクシュアル・ライツに配慮するとともに、市民が生涯を通じてリプロダクティブ・ヘルスを実現し、かつ、保持できるよう、教育、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

(教育及び学習に携わる者に対する支援)

第19条 市は、保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育及び学習の場において、男女平等社会を支える意識及び態度の形成に向けた取組が行われるよう、当該教育及び学習に携わる者に対し必要な支援を行うものとする。

(防災施策における男女平等の推進)

第20条 市は、防災、災害対応、復興その他の災害に関するあらゆる局面において、男女平等の視点が確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(ポジティブ・アクション)

第21条 市は、第14条から前条までに定めるもののほか、社会のあらゆる分野における活動において、性別等による格差が生じていると認められる場合には、ポジティブ・アクションを講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女平等推進審議会

第22条 男女平等の推進について調査し、及び審議するため、審議会を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、及び答申する。

(1) 推進計画の策定及び変更に関すること。

(2) 推進計画の実施状況の評価に関すること。

(3) 市が実施する男女平等の推進に関する施策又は男女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情(以下「苦情」という。)の処理の在り方に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、男女平等の推進に関すること。

3 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、男女平等の推進のため必要があると認める事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、男女平等の推進に関して優れた識見を有する者及び公募による市民のうちから、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

5 審議会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)に定めるところによる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第4章 男女平等に関する施策等に係る苦情の処理

(苦情の申立て)

第23条 市民及び事業者等は、市に対して、苦情を申し立てることができる。

2 苦情の申立ての窓口は、センターに置く。

3 市は、苦情について、公正かつ適切に対応するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、苦情の申立てに関して必要な事項は、規則で定める。

(苦情処理委員会)

第24条 苦情について、公正かつ適切に対応するため、武蔵野市男女平等に関する苦情処理委員会(以下「苦情処理委員会」という。)を設置する。

2 苦情処理委員会は、審議会の委員の中から市長が別に委嘱する委員3人以内をもって組織する。

3 苦情処理委員会の委員の任期は、審議会の委員の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 苦情処理委員会は、苦情の申立てに係る市の施策を実施する機関に対し、資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは是正その他の措置を講じるよう意見を述べることができる。
- 5 苦情処理委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 苦情処理委員会の委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に定めるところによる。
- 7 前各項に定めるもののほか、苦情処理委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定により策定された武蔵野市男女共同参画計画は、第9条第1項の規定により策定される推進計画となり、同一性をもって存続するものとする。

(武蔵野市立武蔵野市民会館条例の一部改正)

- 3 武蔵野市立武蔵野市民会館条例(昭和59年10月武蔵野市条例第36号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(武蔵野市立男女共同参画推進センター条例の一部改正)

- 4 武蔵野市立男女共同参画推進センター条例(平成27年12月武蔵野市条例第63号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(令和元年7月1日条例第22号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書(案)

令和3年3月

発行 武蔵野市市民部市民活動推進課男女平等推進センター

〒180-0022 武蔵野市境 2-3-7 市民会館1階

電話 0422-37-3410